

## 1 2月企画運営委員会次第

日 時 平成 29 年 12 月 1 日(金)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 平成 29 年度保育園利用者相談室第 2 回研修会の開催について
  - (2) 保育の日前夜祭について
  - (3) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 17・28～31
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※1月企画運営委員会(予定)

平成 30 年 1 月 11 日(木)14:30～ 県社会福祉会館1階身体障害者集会室

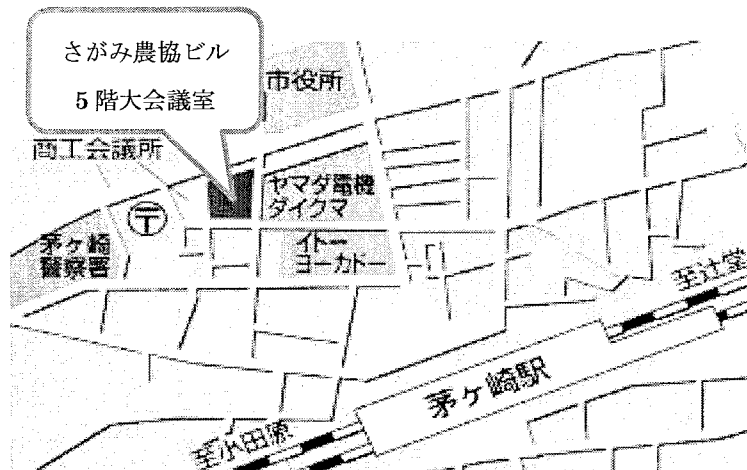
なお、当日17:30～新春懇親会を開催します。(ホテルプラム横浜)

## 平成 29 年度第 2 回保育園利用者相談室研修会開催要領

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。  
なお、この研修は平成 29 年度神奈川県「キャリアアップ研修（マネジメント分野）」に該当します。

- 2 開催日時 平成 30 年 2 月 5 日（月）  
13 時 00 分から 17 時 00 分まで 受付 12 時 30 分～

- 3 会場 JAさがみ茅ヶ崎支店（さがみ農協ビル）5 階大会議室  
茅ヶ崎市新栄町 13-44 TEL0467-87-0030  
JR 茅ヶ崎駅北口徒歩 5 分



- 4 研修内容及び助言者  
(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。  
その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

- (2) 助言者 第三者委員

草光 純二 先生	社会福祉法人幸保園理事長
桐生 行雄 先生	神奈川県民生委員児童委員協議会理事
新保 幸男 先生	神奈川県立保健福祉大学教授
宮田 丈乃 先生	神奈川県保育会副理事長
小川 晃 先生	神奈川県保育会監事

(3) タイムスケジュール(予定)

12:30	受付
13:00	主催者挨拶、オリエンテーション
13:10	開会・グループ討議
15:00	休憩
15:10	グループ発表
16:00	総評とまとめ
16:30	レポート作成
17:00	閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対象及び参加費

- 神奈川県保育会利用者相談室会員の保育所の園長等管理者及び保育士等参加費は無料
- 神奈川県保育会利用者相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等参加費は有料（1人につき3,000円を徴収いたします。）
- 参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。  
振込(替)の場合、民間の方は保育園名にて1/30(火)迄に手続きください  
＜銀行振込＞ 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)  
＜郵便振替＞ 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 150名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

（締め切り後申込された方については、電話連絡させていただきます。）

- 6 申込方法 平成30年1月19日(金)までに別紙申込書により、Fax (045)-311-1837にお申し込みください。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」が一部改定される（内閣府）…………… 1
- ◆ 規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」において議論が開始（内閣府）…………… 4
- ◆ 保育士等の子どもの優先的な利用（入園）について、積極的に行うよう留意事項が示される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）…………… 4

## ◆ 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」が一部改定される（内閣府）

平成29年5月29日に発出された「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」（本ニュース No. 17-13 にて既報）は一部改定され、10月2日に示されました。

新しい項目として、「法人の役員等を兼務している職員」の取り扱いや「副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと主任保育士の給与を超えてしまう」場合、「対象職員の休業」の場合、「法定福利費等の事業主負担増加額」の考え方などが明記されています。

詳細は、資料1をご参照ください。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答  
一部改定 平成29年10月2日

【全保協事務局抜粋】

問2-2 法人の役員等を兼務している職員も技能・経験に応じた処遇改善の対象とできますか。

（答）

法人役員を兼務している職員については、経営に参画しており相応の役員報酬を受けていることが想定されることから、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していません。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、技能・経験を有する職員として本加算の対象とすることを妨げるものではありません。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断して下さい。

問8 副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないでしょうか。

(答)

主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 副主任保育士等の給与が主任保育士の給与を超えない場合であっても、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、主任保育士等に月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 保育所等における副園長については、管理職としての位置付けが想定されることから、処遇改善の対象とはしていません。

ただし、教育・保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

【全保協事務局注：※が今回の改定において追記された。】

問9-2 計算により決まる人数A、人数Bの人数分だけ、処遇改善を行わないといけないのでしょうか。適当な対象者がいない場合、人数A、Bより少ない人数だけ処遇改善することはできますか。

(答)

加算額を上回る処遇改善を行っていただく必要があるため、人数A、人数Bの人数をそれぞれ処遇改善していただくことになります。

なお、人数Aについては、その人数の1/2（一人未満の端数切り捨て）に4万円の処遇改善をしていただいた上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で処遇改善を行うことが可能です。

問17-2 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいでしょうか。

(答)

その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。

ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等を行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。

例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告

書に記載してください。

問20-2 賃金改善の方法について、1人の職員に対して基本給と手当の双方を組み合わせて対応することも可能ですか。

(答)

可能です。例えば、月額4万円の処遇改善を行う際に、基本給1万円・手当3万円、基本給2万円・手当2万円を組み合わせるなど、柔軟に対応することが可能です。

問23-2 加算要件となる研修は「別に定める」とあるが、どのようなものとなる予定でしょうか。また、いつ頃示されるのでしょうか。

(答)

具体的な研修要件については、現在検討中であり、秋～冬頃を目途にお示しする予定ですが、保育士・幼稚園教諭・保育教諭のそれぞれについて、以下の方向を考えております。

保育士については、基本的に「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(雇児保発0401第1号)による研修の受講を要件とすること。

幼稚園教諭については、都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する既存の研修を柔軟に活用することとしており、研修内容や実施方法等を詳細に定めることはせず、実施主体や研修分野・時間数などを簡潔にお示しすること。

保育教諭については、保育士・幼稚園教諭の取扱いも踏まえて、対応を検討すること。

問25-2 「5千円以上4万円未満の範囲内」の範囲内で配分をされる職員にも副主任保育士等と同様に発令等が必要ですか。

(答)

月額5千円以上4万円未満の配分についても、その対象職員が、一定の技能・経験を有し、園内で相応の役割を担っていることが前提となるため、その役割に応じた発令等が必要となります。

問29 処遇改善等加算Ⅱにより職員間の給与に不合理な差が生じるのですが、どのように対応すればいいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいても、月4万円の賃金改善を行う職員を「人数A÷2(一人未満の端数切り捨て)」人確保していただければ、残りの額は柔軟に活用できることが可能であることから、各施設の実情を踏まえた対応が可能であると考えています。

また、仮に、そのような柔軟な配分を行ってもなお、不合理な給与差が生じる場合には、各施設の判断で自由な配分が可能である処遇改善等加算Ⅰの充実分を活用して、調整いただくことなどが考えられます。

ただし、当然ですが、処遇改善等加算Ⅱの対象職員については、前年度の月額給与水準(処遇改善等加算Ⅰによる月額給与水準の改善を含む)に比して、処遇改善等加算Ⅱによる改善分(4万円等)の賃金改善が行われている必要があることについてご留意ください。

※ 改善計画書、実績報告書においては、処遇改善加算Ⅱによる改善額を把握するため、処遇改善加算Ⅰによる改善額は除いて記載していただくこととなっております。

## ◆規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」において議論が開始（内閣府）

平成 29 年 9 月 22 日、規制改革推進会議「第 1 回保育・雇用ワーキング・グループ」が開催されました。9 月 11 日の規制改革推進会議で決定された「当面の重要事項」に示されている、“待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し”について、「今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり」を検討するとしています。この保育制度の見直しについては、「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」とされています。

詳細は、資料 2 をご参照ください。同ワーキング・グループの「保育に関するヒアリング」において内閣府・厚生労働省が提出した資料は、内閣府ホームページに掲載されています。（<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20170922/agenda.html>）

## ◆保育士等の子どもの優先的な利用(入園)について、積極的に行うよう留意事項が示される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

平成 29 年 9 月 29 日、課長通知「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」が発出されました。これは従前から「保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮すること」が示されていますが、その考え方をあらためて確認するものです。

保育士等の子どもを早期に入園決定し、保育士等が職場復帰できる環境を整えて職場復帰を確定させることで、利用定員の増を可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、保育士等が円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士等の処遇の改善にも大きな効果が見込まれる、としています。

自治体により、勤務先の保育園等に子どもを入園させない取扱いを行っているが、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。また、保育士等の優先利用の実施に市町村を超えた利用調整を行わなかったり、利用調整を行っているものの保育士等に市町村内の保育園等への勤務を条件としたりする例があり、このような条件を設けずに、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと等を求めています。

そして、各都道府県に対し、広域的な利用調整に向けた協議を行う場を提供するなど、広域調整の役割を果たすように求めています。

詳細は、資料 3 をご参照ください。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)  
に関するよくあるご質問への回答

平成 29 年 5 月 29 日

一部改定 平成 29 年 10 月 2 日

問1 技能・経験に応じた処遇改善の対象となる職員は、保育士・教諭以外の職員(例えば、スクールバスの運転手や用務員)を加算対象にすることもできるのでしょうか。また、非常勤職員でもよいのでしょうか。

(答)

月額 4 万円、5 千円の加算は、園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務するすべての職員(非常勤職員含む)が対象になります。

なお、主任保育士等への月額 5 万円以上月額 4 万円未満の配分については、問 8 をご参照ください。

問2 派遣職員についても処遇改善の加算対象にできるのでしょうか。

(答)

加算及び配分の対象となります。

派遣元事業所を通じ、この場合においても当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認されることが必要です。

問2-2 法人の役員等を兼務している職員も技能・経験に応じた処遇改善の対象とできますか。

(答)

法人役員を兼務している職員については、経営に参画しており相応の役員報酬を受けていることが想定されることから、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していません。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、技能・経験を有する職員として本加算の対象とすることを妨げるものではありません。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断して下さい。

問3 処遇改善の対象の要件に「概ね 7 年以上」「概ね 3 年以上」とありますが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのでしょうか。

例えば、経験年数 3 年の職員を副主任保育士等としたり、新規採用の職員を職務分野別リーダー等にするという対応は可能でしょうか。

(答)

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外の施設・事業所では、経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が 7 年未満や 3 年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることができます。



問4 経験年数7年以上の職員であれば、全員が月額4万円の処遇改善が受けられるのでしょうか。

(答)

副主任保育士等に係る月額4万円の処遇改善は、公定価格上の職員数全体（園長等の管理職を除く）の概ね1/3を対象とする仕組みになりますので、経験年数7年以上の職員すべてが処遇改善の対象になる訳ではありません。

問5 延長保育事業や併設されている放課後児童クラブなど通常保育とは別の事業に専従する職員や、幼稚園における預かり保育の専任担当者等について、処遇改善の加算対象とすることができますか。

(答)

公定価格で措置している通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員については、処遇改善の対象外となります。

問6 公定価格上措置されていない職員（地方単独事業による加配職員や、園が独自に配置している職員）について、処遇改善の対象とすることができますか。

(答)

加算対象人数の算定には入りませんが、通常の教育・保育に従事する職員であれば、公定価格上措置されていない職員についても、処遇改善の加算及び配分の対象とすることが可能です。

問7 副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リーダー等は月額5千円の処遇改善を行うこととされていますが、改善の金額は必ずこの金額でなければならないのでしょうか。

(答)

職務分野別リーダー等については、全て月額5千円の処遇改善を行っていただくこととなりますが、副主任保育士等については、本加算の対象職員数（人数A）の1/2（端数切り捨て）について月額4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員については月額5千円以上月額4万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能です。

問8 副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないでしょうか。

(答)

主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園等の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 副主任保育士等の給与が主任保育士の給与を超えない場合であっても、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、主任保育士等に月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 保育所等における副園長については、管理職としての位置付けが想定されることから、処遇改善の対象とはしていません。

ただし、教育・保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

問9 月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2（1人未満の端数は切り捨て）人確保」することとなっていますが、人数Aが1人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額4万円の賃金確保を行う職員は設けなくて良いでしょうか。

(答)

お見込みの通りです。

問9-2 計算により決まる人数A、人数Bの人数分だけ、処遇改善を行わないといけないのでしょうか。適当な対象者がいない場合、人数A、Bより少ない人数だけ処遇改善することはできますか。

(答)

加算額を上回る処遇改善を行っていただく必要があるため、人数A、人数Bの人数をそれぞれ処遇改善していただくこととなります。

なお、人数Aについては、その人数の1/2（一人未満の端数切り捨て）に4万円の処遇改善をしていただいた上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で処遇改善を行うことが可能です。

問 10 経験年数が長い順に賃金改善を行わないといけないのでしょうか。

例えば、経験年数10年の職員について改善を行わず、経験年数7年の職員について2万円、経験年数5年の職員について4万円、経験年数3年の職員について2万円の改善を行っても良いのでしょうか。

(答)

処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていただいて差し支えありません。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

問 11 「月額4万円」「月額5千円」を超えた処遇改善を行うことはできますか。

(答)

今回の処遇改善は、保育園等におけるキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、対象人数を絞って「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。

問 12 賃金改善を行う役職の名称は必ず「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」でなければならないのでしょうか。既に園内でこれらに相当する役職（教務主任・学年主任等）を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善等加算Ⅱの加算対象となるのでしょうか。

(答)

「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。

既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

問 13 副主任保育士・専門リーダー又は職務分野別リーダーのいずれか一方の処遇改善のみ行うことはできるのでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。

問 14 一人の職員が、副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできますか。または、職務分野別リーダー等について、5千円の加算に加え、4万円の一部を配分することはできますか。

(答)

それぞれの役割に応じた処遇改善を行う趣旨から、一人が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。

また、職務分野別リーダー等に、副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することもできません。

問 15 従来から独自の役職等を設定してキャリアアップの仕組みを設けて、手当を支給している場合、この手当分を処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額として取り扱ってもよいのか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。

問 16 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額に含むのでしょうか。

(答)

賃金改善は、月額で確実にを行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善(見込)額には含めないこととします。

問 17 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのでしょうか。

(答)

通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられます。

問 17-2 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいでしょうか。

(答)

その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。

ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等を行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。

例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5万円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。

問 18 地方単独補助により、従前より処遇改善等加算Ⅱに相当する賃金改善を行っていた場合、自治体の判断により、処遇改善等加算Ⅱを適用しないことは可能でしょうか。

または、地方単独補助がない場合の水準と比較して4万円等の処遇改善を行う取扱いとしてよいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善については、地方単独補助を含めた平成28年度に実際に支払われた水準から賃金改善を行われることが必要です。

処遇改善の重要性に鑑み、各自治体におかれては、引き続き地方単独補助を適用していただきたいと考えます。

問 19 賃金改善は、施設独自に設定している主任手当を増額する（例えば、現行5千円の主任手当を+4万円、+5千円増額する）方法でも良いでしょうか。

(答)

今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。

問 20 基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。

問20-2 賃金改善の方法について、1人の職員に対して基本給と手当の双方を組み合わせて対応することも可能ですか。

(答)

可能です。例えば、月額4万円の処遇改善を行う際に、基本給1万円・手当3万円、基本給2万円・手当2万円を組み合わせるなど、柔軟に対応することが可能です。

問 21 職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。

問 22 問 21 に関連して、実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合とは、どのように確認することになるのでしょうか。

(答)

都道府県等における確認は、職員体制の分かる書面(辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った園内の分掌表など)により行うこととなりますので、4月時点で職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。

問 23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまるとのことですが、誰でも受講できるのでしょうか。

(答)

保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。

問23-2 加算要件となる研修は「別に定める」とあるが、どのようなものとなる予定でしょうか。また、いつ頃示されるのでしょうか。

(答)

具体的な研修要件については、現在検討中であり、秋～冬頃を目途にお示しする予定ですが、保育士・幼稚園教諭・保育教諭のそれぞれについて、以下の方向を考えております。

保育士については、基本的に「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(雇児保発0401第1号)による研修の受講を要件とすること。

幼稚園教諭については、都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する既存の研修を柔軟に活用することとしており、研修内容や実施方法等を詳細に定めることはせず、実施主体や研修分野・時間数などを簡潔にお示しすること。

保育教諭については、保育士・幼稚園教諭の取扱いも踏まえて、対応を検討すること。

問 24 過去に障害児に関する研修などを受講したことがあるのですが、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありますか。

(答)

過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。

問 25 主任保育士等は配分対象職員とし、「5千円以上4万円未満の範囲内」で配分可能とありますが、主任保育士等にも4つの研修の要件がかかるのでしょうか。また、改めて発令等を行う必要がありますか。

(答)

主任保育士等については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提のもとで任命されていることが想定されることから、研修要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

また、改めて発令等を行う必要はありません。

問 25-2 「5千円以上4万円未満の範囲内」の範囲内で配分をされる職員にも副主任保育士等と同様に発令等が必要ですか。

(答)

月額5千円以上4万円未満の配分についても、その対象職員が、一定の技能・経験を有し、園内で相応の役割を担っていることが前提となるため、その役割に応じた発令等が必要となります。

問26 法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、加算（見込）額を下回る場合の差額は、どのように対応すればよいでしょうか。

（答）

その場合、当該差額分は、施設職員の賃金改善に確実に充てる必要がありますが、対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には法定福利費等による差額調整であることが分かるように改善計画書・実績報告書等に記載してください。

問27 処遇改善等加算Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものですか。

（答）

法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分。

問28 法定福利費等の事業主負担増加額の計算方法はどのように行えばよいですか。

（答）

法定福利費については、

- ①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なること、
- ②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なること、
- ③計算方法についても制度ごとに様々であること

から、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により、算定していただきたいと思います。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。



問29 処遇改善等加算Ⅱにより職員間の給与に不合理な差が生じるのですが、  
どのように対応すればいいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいても、月4万円の賃金改善を行う職員を「人数 A÷2 (一人未満の端数切り捨て)」人確保していただければ、残りの額は柔軟に活用できることが可能であることから、各施設の実情を踏まえた対応が可能であると考えています。

また、仮に、そのような柔軟な配分を行ってもなお、不合理な給与差が生じる場合には、各施設の判断で自由な配分が可能である処遇改善等加算Ⅰの充実分を活用して、調整いただくことなどが考えられます。

ただし、当然ですが、処遇改善等加算Ⅱの対象職員については、前年度の月額給与水準(処遇改善等加算Ⅰによる月額給与水準の改善を含む)に比して、処遇改善等加算Ⅱによる改善分(4万円等)の賃金改善が行われている必要があることについてご留意ください。

※ 改善計画書、実績報告書においては、処遇改善加算Ⅱによる改善額を把握するため、処遇改善加算Ⅰによる改善額は除いて記載していただくこととなっております。

問30 配布された年齢別児童数計算表では、4月に0人の年齢区分がある場合、  
伸び率が計算できませんが、どのように計算すればよいでしょうか。

(答)

4月時点の人数が0人で、伸び率が計算できない場合は、便宜的に1として計算してください。1とした場合に計算結果が適切でない場合は、前年度実績による見込みによりがたい場合として、計算してください。

問31 年齢別児童数について、特例給付を受ける児童も、これに含めるのでしょうか。なお、いわゆる私的契約児については、これに含まない整理ということではよいでしょうか。

(答)

特例給付を受ける児童について、その児童の年齢区分(小規模保育事業所Cは児童数)に含めて計算してください。

なお、当然のことながら私的契約児については、算定に含めません。

問32 保育所または認定こども園で分園を設置している施設については、加算対象職員数をどのように算定すればよいでしょうか。

(答)

保育所または認定こども園で分園を設置している場合の「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数の計算方法については、本園・分園ごとに計算する項目と、本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目に分けて計算し、それらを合算してください。

また、実際に4万円等の配分を行う職員については、本園・分園合わせた施設全体の中で、施設の実情に応じて決めてください。

○本園・分園ごとに計算する項目

・保育所

定員数に応じて加える人数

a 年齢別配置基準による職員数

b 保育標準時間認定の児童がいる場合

・認定こども園

定員数に応じて加える人数

a 年齢別配置基準による職員数

b 非常勤講師

c 休けい保育士

d 調理員

e 保育標準時間認定の児童がいる場合

○本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目

・上記以外

**保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項**

平成 29 年 9 月 22 日

保育・雇用ワーキング・グループ

座長 安念 潤司

保育・雇用ワーキング・グループは、働き方が多様化する中、働き方の選択を容易にし、また、どのような働き方を選択しても著しく不利にならず、すべての働く方々が安心して働くことができる環境整備を促進する観点から、まずは、規制改革推進会議で決定された「当面の重要事項」（平成 29 年 9 月 11 日規制改革推進会議決定）に取り組む（別紙 1）。

また、これまでの「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制改革事項のフォローアップも適確に実施する（別紙 2）。

さらに、今後、議論の状況を踏まえ、審議事項の追加等を行う。

**1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し**

今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり

**2. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備**

国境を越えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など

**3. フォローアップなど**

- (1) 平成 29 年 6 月の規制改革実施計画に盛り込まれた「ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」、「法定休暇付与の早期化」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (2) 平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に盛り込まれた「労使双方が納得する雇用終了の在り方」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (3) 第 1 期からの継続案件である、在職中に職業能力を高める仕組みづくりなどについて、引き続き検討を行う。

以上

**当面の重要事項****— チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る —**

平成 29 年 9 月 11 日  
規制改革推進会議決定

**I 年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項**

1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し  
今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり
2. 技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度改革  
官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくり
3. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革  
小規模・零細で管理経営困難な森林所有者が多い中、意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化する仕組みづくり

**II 第 2 期（今後 1 年）において改革を進めるべき重要事項**

1. 農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底  
資源の管理と有効活用による成長産業化、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点検・改革進捗のフォローアップ など
2. Society5.0 に向けた医療の実現  
遠隔診療・服薬指導及びこれに伴う医薬品の配送などトータルな遠隔医療をはじめ、ICT を全面的に活用した医療の実現 など
3. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備  
国境を超えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など
4. 官民データ活用と電子政府化の徹底  
マイナンバーの徹底活用、登記簿などの公的情報基盤の総点検 など
5. インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革  
利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現、屋外広告規制の見直し など
6. 行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行  
2020 年までに行政手続コストを 20% 以上削減するため、各省が作成した基本計画を点検し、深堀・連携を徹底
7. フォローアップの強化  
これまで取り組んできた規制改革について、着実かつ効果的に実行されるようフォローアップを徹底

## ○規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋）

## 3. 人材分野

## (1)個別実施事項

## ① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ジョブ型正社員の雇用ルールの確立	平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
2	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

## ② 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」（平成 29 年 1 月 26 日規制改革推進会議）の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が 20 日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 改正指針の施行後、2 年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省

## ③ 安心して転職できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	使用者の労働法知識向上の促進	使用者が基本的な労働法の知識を十分に得るための方策について、幅広く検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

4. 医療・介護・保育分野

(2) 個別実施事項

⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類（以下「就労証明書」という。）の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。	平成 29 年度上期検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省
36	保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成 29 年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省

府子本 809号  
29初幼教第9号  
子保発0929第1号  
平成29年9月29日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県民生主管部（局）長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長  
殿

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公印省略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（公印省略）

保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「「子育て安心プラン」について」（平成29年6月2日付け事務連絡）においてお示した「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等を下記のとおりお示しますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育園等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育士等」という。）の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うよう努めること。

その際、市町村と都道府県が連携の上、平成 27 年度補正予算で創設された未就学児を持つ保育士等に対する保育料の一部貸付事業の周知を徹底し、当該事業を積極的に活用した人材確保に取り組むこと。

また、以下のような事例について、市町村によって対応にばらつきがみられることから、以下の点についてもあわせて留意すること。

(1) 保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士等以外の者が担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。

(2) 保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、



- ・市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や
- ・市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村

が相当数存在するが、保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

なお、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」の間 2-2「法人の役員等を兼務している職員」について（内閣府）…………… 1
  - ◆ 規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」第2回、第3回が開催される（内閣府）…………… 2
  - ◆ 〔御礼〕「臨時福祉給付金」の周知・広報にご協力いただき、ありがとうございます（厚生労働省）…………… 3
- 
- ◆ 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」の間 2-2「法人の役員等を兼務している職員」について（内閣府）

本ニュース No. 17-28 にて既報の処遇改善等加算Ⅱに関する Q&A「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」（一部改定、平成29年10月2日）の間 2-2 について、内閣府から次の考え方が都道府県・市宛に示されています。

「間 2-2」において、法人役員を兼務している場合も加算Ⅱの対象とできることをお示ししたところですが、この答えにより、園長についても加算Ⅱの対象とできるという誤解が生じている場合があるようですが、園長については、通知でお示ししているとおり、加算Ⅱの対象とはなりませんのでご注意ください。

【各都道府県・指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛の連絡事項から抜粋】

下記に問 2-2 を抜粋して再掲いたします。Q&A の全文は、本ニュース No. 17-28 をご参照ください。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答  
一部改定 平成 29 年 10 月 2 日

【全保協事務局抜粋】

問 2-2 法人の役員等を兼務している職員も技能・経験に応じた処遇改善の対象とできますか。

（答）

法人役員を兼務している職員については、経営に参画しており相応の役員報酬を受けていることが想定されることから、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していません。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、技能・経験を有する職員として本加算の対象とすることを妨げるものではありません。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断して下さい。

【全保協事務局注】

本答の「当該職員」は、局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（府子本第375号、平成29年4月27日最終改正）の「VI 実施方法」「2 処遇改善等加算Ⅱ」「(2) 加算の要件 ア(ア)」に示されている「加算対象職員」をさし、「副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員」であり、施設長・園長等は含まれない。

## ◆規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」第2回、第3回が開催される（内閣府）

平成 29 年 10 月 6 日、規制改革推進会議「保育・雇用ワーキング・グループ」（座長：安念 潤司 中央大学法科大学院教授）の第 2 回が開催されました。文部科学省、株式会社ニチイ学館、ライク株式会社に対して、保育に関するヒアリングが実施されています。

文部科学省からは「幼稚園における待機児童の受入れ」と「公立小中学校の余裕教室等の保育所への活用」について説明があり、幼稚園の 2 歳児の受入れについて、より一層推進する方向性が説明されました。株式会社（2 社）からは、「法人形態の違いによる参入規制」や「設置基準の見直し」、「公定価格に関する書類について自治体間の統一性がないこと」などの発言がなされています。

平成 29 年 10 月 18 日には、第 3 回が開催されました。第 2 回に引き続き、保育に関するヒアリングが行われ、川崎市、世田谷区（東京都）、国土交通省が発言しています。

川崎市からは、保育士の確保について、①保育士を目指すための更なるインセンティブの付与（修学資金貸付事業の延長と更なる拡充や就労拡大のための更なる処遇改善）、②潜在保育士の短時間就業やフルタイム就業までの試行就業に対する助成、③教育の専門家（幼稚園・小学校教諭）の積極的な活用を行うことなどが指摘されています。

また、保育の質・向上への対応について、①新人保育士のスキルアップメニューや保育現場における公民連携体制づくりのための助成、②処遇改善のチェック機能の構築、③認可外保育施設に対する認可化移行への更なる支援強化・柔軟な仕組みづくり、④病児保育施設への支援強化、⑤民間保育所における医療的ケア専任看護師配置加算の創設が必要としています。

そして、課題としては、①企業主導型保育事業における利用児童情報の把握方法、②子育てワンストップサービスでの保育所利用申請における懸念を指摘しています。

世田谷区からは、独自に進めている保育施設整備についてふれるとともに、課題として、企業主導型保育事業について自治体の行う施設整備と調整を行うために、保育運営事業者等からの相談、設置申請等の動きについて、当該計画地が所在する地方自治体に対して、いち早く情報提供が行われる必要があること、賃貸物件による保育所改修費等支援事業の年度をまたぐ整備を認めることなどの要望が出されました。

国土交通省からは、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進」と「都市公園における保育所等の設置」について発言がありました。

詳細は、内閣府のホームページに資料が掲載されていますので、ご参照ください。

※内閣府ホーム > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 規制改革推進会議 会議情報 > 第 2 回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第

(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20171006/agenda.html>)

※内閣府ホーム > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 規制改革推進会議 会議情報 > 第 3 回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第

(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20171018/agenda.html>)

## ◆〔御礼〕「臨時福祉給付金」の周知・広報にご協力いただき、ありがとうございます（厚生労働省）

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきまして、本会では会報ぜんほきょう付録などで、会員施設の皆さまに周知のご協力をお願いしてまいりました。

このほど、厚生労働省から、ほとんどの自治体で申請書の受付期間が終了し、多くの方に給付金を支給することができた旨の連絡がありました。会員施設の皆さまのご協力を賜りましたことに厚く御礼申しあげます。今後とも、広報へご高配くださいますよう、よろしく願いいたします。

※なお、ポスター・チラシ等の掲示につきましては、既に撤去していただいているものと存じますが、住民の方の誤認を防ぐためにも、いま一度、掲示か所をご確認いただき、撤去のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第32回）が開催される ～公定価格のあり方等について議論…………… 1
- ◆ 平成29年度「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」申込受付中（全国社会福祉協議会）…………… 2

## ◆子ども・子育て会議（第32回）が開催される ～公定価格のあり方について議論

平成29年11月7日、「子ども・子育て会議（第32回）」が開催されました。

会議の冒頭に、無藤隆会長から「子ども・子育て会議基準検討部会」の委員指名の報告がなされ、本会からは佐藤秀樹副会長が昨年度に引き続き委員として指名されました。子ども・子育て会議基準検討部会の部会長代理には、大日向雅美氏が指名されています（資料1）。

議事「公定価格の仕組み」については、事務局から資料2に沿った説明がありました。

- ① 平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」については、現在集計を行っており、次回の子ども・子育て会議基準検討部会（11月14日開催）において調査結果を提示する。

調査内容のうち、平成28年度の収支の状況（公定価格における年間収支差）と、職員の給与（平成29年3月分の職種別の勤続年数、支給額）については、今後の公定価格の検討に向けて調査結果が示される（資料2のスライド1）。

今回の調査では、平成28年度（新制度施行後2年目）の決算で収支の状況を見る。職員の給与は「3月分+賞与・一時金」、職員の配置は「3月時点」としている（資料2のスライド2）。

収支差の算定には、事業活動収入とサービス活動の費用との差額を比較する（資料2のスライド3）。

- ② 処遇改善等加算Ⅰについて、9割を超える事業者が加算を届け出ている。平成24～27年度にかけて、約7%の加算を実施した。平成28年度の経営実態調査（プレ調査）の結果において、この間に約13%の給与改善がなされていることがわかり、加算が確実に処遇改善に反映されている（資料2のスライド5）。

本会佐藤副会長から、公定価格に関して、①加算について、事業種別ごとの整合の点から見た整理を行う必要があるのではないか、②職員配置について、保育士や嘱託医、調理員を置くことのできる規定はあるが、所長（施設長）や主任保育士（主幹保育士）の位置付けについても議論すべきではないか、との発言をしています。

その他の議事として、資料3では、平成29年度地方分権に関する提案募集について、事務局から説明がありました。複数の委員から、放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化（資料3のスライド5）について、質の低下につながることから、慎重に対応すべきではないかとの意見が出されました。

資料4は、平成29年10月25日の財政制度等審議会の資料からの抜粋であり、「保育事業の収支状況」（資料4のスライド5）では、平成28年度の経営実態調査（プレ調査）の結果から収支状況のグラフが作成されています。このグラフについては、業種を超えて単純な収支の比較はできないのではないかと委員から発言がなされています。

内容等の詳細については、別添の資料No.1をご参照ください。

## ◆平成29年度「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」申込受付中 （全国社会福祉協議会）

平成29年12月12日（火）に、「平成29年度子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」を、全国社会福祉協議会 灘尾ホール（東京都千代田区霞が関）にて開催いたします（主催：全国社会福祉協議会、後援：全国保育協議会・全国保育士会）。

本研修会は、子ども家庭福祉関係者が、身近な地域において複合化した生活課題等を抱える子ども・子育て家庭に対し、多様な地域資源と連携した支援を行うことの意義とその方法について、具体的な取り組みを踏まえて考えることを目的に開催いたします。

子どもたちがそれぞれの生まれ育った環境によって、将来の選択肢を制限されることのない社会の実現のために、子ども家庭福祉関係者は何ができるのか、この機会に考えてみませんか。

本研修会の詳細は、別添の開催要項（No.2）をご参照ください。

申込締切は、平成29年11月27日（月）です。

なお、本研修会の開催要項は、本会ホームページでもご覧いただけます。

【全国保育協議会ホームページ（トップページに掲載準備中）】

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

【全国保育士会ホームページ（平成29年度子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラムのページ）】

<http://www.z-hoikushikai.com/new/new.php?id=39>

## 子ども・子育て会議（第32回）

平成29年11月7日（火）10:00～12:00

於：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

### 議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 公定価格の仕組みについて
  - (2) その他
3. 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1 子ども・子育て会議基準検討部会委員名簿
  - 資料2 公定価格の仕組みについて
  - 資料3 平成29年度地方分権に関する提案募集について
  - 資料4 財政制度等審議会資料（抜粋）
  - 資料5 平成30年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- 参考資料 委員提出資料

## 子ども・子育て会議基準検討部会 委員名簿

(東京大学大学院教育学研究科教授)

(NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事)

(一般社団法人営業部女子課の会代表理事)

(恵泉女学園大学学長)

(公益社団法人全国保育サービス協会理事)

(高知県知事)

(一橋大学経済研究所所長)

(公益社団法人全国幼児教育研究協会理事)

(一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長)

(NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)

(宇都宮市長)

(全国保育協議会副会長)

(全国国公立幼稚園・こども園長会会長)

(公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事)

(全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)

(全日本私立幼稚園連合会政策委員長)

(日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員)

(一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)

(一般社団法人日本こども育成協議会会長)

(NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)

(白梅学園大学大学院特任教授)

(日本労働組合総連合会副事務局長)

(社会福祉法人日本保育協会女性部副部長)

(聖籠町長)

あきた きよみ  
秋田 喜代美おうじ なおこ  
王寺 直子おおた あやこ  
太田 彩子○ おおひなた まさみ  
大日向 雅美おぎ まり  
尾木 まり (※)おぎさ まさなお  
尾崎 正直おしお たかし  
小塩 隆士かとう あつひこ  
加藤 篤彦きむら よしやす  
木村 義恭 (※)こまぎき ひろき  
駒崎 弘樹さとう えいいち  
佐藤 栄一さとう ひでき  
佐藤 秀樹せき みつこ  
関 美津子つかもと しゅういち  
塚本 秀一つきもと きく  
月本 喜久つばい ひさや  
坪井 久也はちや まゆみ  
蜂谷 真弓ひがしで こういちろう  
東出 公一郎ひろしま せいじ  
広島 清次 (※)みずしま まさこ  
水嶋 昌子 (※)◎ むとう たかし  
無藤 隆やすなが たかお  
安永 貴夫やまうち いほこ  
山内 五百子わたなべ ひろきち  
渡邊 廣吉

◎ : 部会長 ○ : 部会長代理 (※) : 子ども・子育て会議専門委員 (50音順)



# 公定価格の仕組みについて

## 平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

### 1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「ニッポン一億総活躍プラン」(28年6月閣議決定)

適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

### 2. 調査対象等

- 調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の計21,000件
- 調査時点：29年3月時点（収支は、28年度決算）
- 調査時期：7月末に調査開始、8月末回答〆切
- 調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

### 3. 調査内容

- |        |           |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| ①概要    | (29年3月時点) | 設置主体、児童数、事業の実施状況等 |
| ②収支の状況 | (28年度)    | 公定価格における年間収支差     |
| ③職員の給与 | (29年3月分)  | 職種別の勤続年数、支給額      |
| ④職員の配置 | (29年3月時点) | 職種別の配置状況          |

(※) 回答者の事務負担等を考慮して、可能な限り、調査項目を精査・簡素化。貸借対照表は調査対象外。

H24幼稚園・保育所等の経営実態調査は、新制度前であり、単純比較できない。

## 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（調査期日）

	27年度 〔子ども・子育て支援新制度施行〕	28年度 〔施行後2年目〕	29年度 〔施行後3年目〕
収支の状況		決算 (29年度初に確定)	調査・集計
職員の給与		3月分+賞与・一時金	調査・集計
職員の配置		3月時点	
備考	学校法人会計基準改正 (知事所轄学校法人は28年度)	社会福祉法・会計基準改正	

## 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（収支の状況）

収支差の算定に当たっては、教育・保育の本体に着目し、事業活動収入とサービス活動との差額を比較。

【収益項目の例（保育所）】

I 事業活動収入	1 保育事業収益
	(1) 施設増給付費収益（特種施設増給付費収益を含む）
	ア 施設増給付費収益
	イ 利用者負担金収益
	(2) 委託費収益
	(3) 利用者等利用料収益
	(4) 私的契約利用料収益
	(5) その他の事業収益（補助金収入・委託事業収入）
	ア 利用者支援事業
	イ 延長保育事業
ウ 放課後児童健全育成推進事業	
エ 地域子育て支援拠点事業	
オ 一時預かり事業	
カ 病児保育事業	
キ 保育体制強化事業	
ク 地方単独事業に係る補助事業	
ク その他種別	
2 児童福祉事業収益	
3 経常経費寄附金収益	
4 その他の収益（1～3に該当しないもの）	
II 事業活動外増減による収益	うち、借入金利息補助金収入
	特別増減による収益

【費用項目の例（保育所）】

I サービス活動の部	1 人件費
	イ 役員報酬
	ロ 役員給付費用
	ハ 職員給与
	ニ 福利厚生費
	ホ 退職給付費用
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
IV サービス活動の部	1 人件費
イ 役員報酬	
ロ 役員給付費用	
ハ 職員給与	
ニ 福利厚生費	
ホ 退職給付費用	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
V サービス活動外増減による費用	1 借入金利息
特別増減による費用	

学校法人

I 人件費	イ 役員報酬
	ロ 役員給付費用
	ハ 職員給与
	ニ 福利厚生費
	ホ 退職給付費用
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
II 消耗品費	
イ 燃料費	
ロ 電気料	
ハ 水道光熱費	
ニ 通信費	
ホ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
IV 教育活動支出	1 人件費
イ 役員報酬	
ロ 役員給付費用	
ハ 職員給与	
ニ 福利厚生費	
ホ 退職給付費用	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
V 教育研究経費	1 人件費
イ 役員報酬	
ロ 役員給付費用	
ハ 職員給与	
ニ 福利厚生費	
ホ 退職給付費用	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
VI 特別支出	1 借入金利息
特別増減による費用	

企業

I 人件費	イ 役員報酬
	ロ 役員給付費用
	ハ 職員給与
	ニ 福利厚生費
	ホ 退職給付費用
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
	ヘ 委託費
II 消耗品費	
イ 燃料費	
ロ 電気料	
ハ 水道光熱費	
ニ 通信費	
ホ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
ヘ 印刷製本費	
IV 売上	1 人件費
イ 役員報酬	
ロ 役員給付費用	
ハ 職員給与	
ニ 福利厚生費	
ホ 退職給付費用	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
ヘ 委託費	
V 営業外収入	1 借入金利息
特別増減による収益	
特別増減による収益	

## 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（職員給与・職員配置の状況）

給与は、月額給与と賞与を調査し、「月額給与（手当含む）＋賞与の1/12」により集計。

職員配置は、公定価格上の基準と実際の配置を比較。

【給与の例（保育所）】

職 種	施設全体の 実人数	平成29年3月分				平成28年度決算期				
		平均勤続 年数 (小数点 1位まで)	給与 (基本給+手当)		賞与・一時金		給与 (基本給+手当)		賞与・一時金	
			人	万円	千円	円	万円	千円	円	
1 施設長										
2 主任保育士										
3 保育士										
4 保育補助者（資格を有していない者）										
5 調理員										
6 栄養士（5に含まれる者を除く）										
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師										
8 うち、保育業務従事者										
9 事務職員										
10 その他										

【職員配置の例（保育所）】

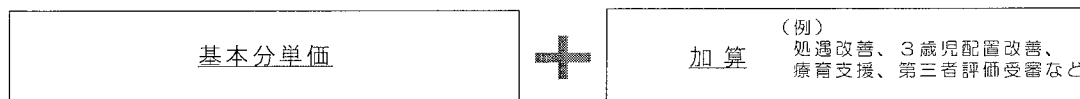
職員配置 (平成29年3月末日現在)	公定価格基準		地方単独補助 (基準)		実際の配置	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	(外勤1名まで)	(外勤1名まで)	(外勤1名まで)	(外勤1名まで)	(外勤1名まで)	(外勤1名まで)
1 施設長						
2 主任保育士						
3 保育士						
4 保育補助者（資格を有していない者）						
5 調理員						
6 栄養士（5に含まれる者を除く）						
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師						
8 うち、保育業務従事者						
9 事務職員						
10 その他						
合 計						

常勤：施設で定めた所定労働時間の全てを勤務する者。1日6時間以上月20日以上勤務する非常勤職員を含む。  
非常勤：常勤職員以外の従事者。

※ 公定価格基準の黒塗り部分：回答者に対し、負担軽減のため、記入を求めている事項

## 公定価格について（基本分単価と加算）

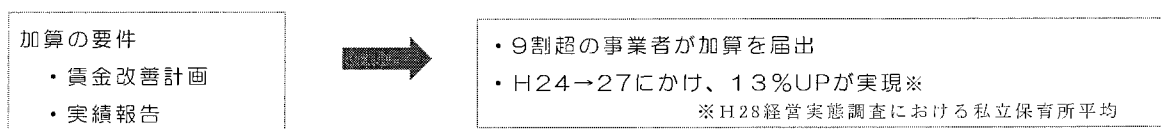
○ 公定価格は、子ども1人当たり単価として設定されており、「1～3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」、「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々の程度必要かを評価している。



○ 基本分単価は、1～3号の別に設定。幼稚園の1号単価、保育所の2・3号単価、認定こども園は1号部分と2・3号部分とを分けて計算したものを合算している。

※ 単価に含まれる内容は、制度的違い等から、1号、2号、3号で若干異なるが、基本的に同水準。

○ 「処遇改善等加算Ⅰ」は、職員の平均勤続年数（基礎分）、賃金改善等の取組（賃金改善要件分）に応じ加算。賃金改善要件分は、実際に職員給与が5%改善されていることが必要となっている。



## 参考：公定価格について（加算・調整）

○ 1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（主に人件費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副園長・教頭配置加算</li> <li>・3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</li> <li>・満3歳児対応加配加算（6：1）</li> <li>・チーム保育加配加算</li> <li>・指導充実加配加算</li> <li>・事務負担対応加配加算</li> <li>・主幹教諭等専任加算</li> <li>・子育て支援活動費加算</li> <li>・療育支援加算</li> <li>・通園送迎加算</li> <li>・給食実施加算</li> <li>・栄養管理加算</li> <li>・処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（5%））</li> <li>・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所長設置加算</li> <li>・3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</li> <li>・チーム保育推進加算</li> <li>・事務職員雇上費加算</li> <li>・入所児童処遇特別加算</li> <li>・主任保育士専任加算</li> <li>・療育支援加算</li> <li>・栄養管理加算</li> <li>・休日保育加算</li> <li>・夜間保育加算</li> <li>・処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（5%））</li> <li>・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円）</li> </ul>
加算（主に管理費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校接続加算</li> <li>・施設機能強化推進費加算</li> <li>・外部監査費加算</li> <li>・第三者評価受審加算</li> <li>・施設関係者評価加算</li> <li>・冷暖房費加算</li> <li>・除雪費加算</li> <li>・降灰除去費加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校接続加算</li> <li>・施設機能強化推進費加算</li> <li>・第三者評価受審加算</li> <li>・減価償却費加算</li> <li>・賃借料加算</li> <li>・冷暖房費加算</li> <li>・除雪費加算</li> <li>・降灰除去費加算</li> </ul>
調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢別配置基準を下回る場合</li> <li>・定員を恒常的に超過する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分園の場合</li> <li>・常態的に土曜日閉所する場合</li> <li>・定員を恒常的に超過する場合</li> </ul>

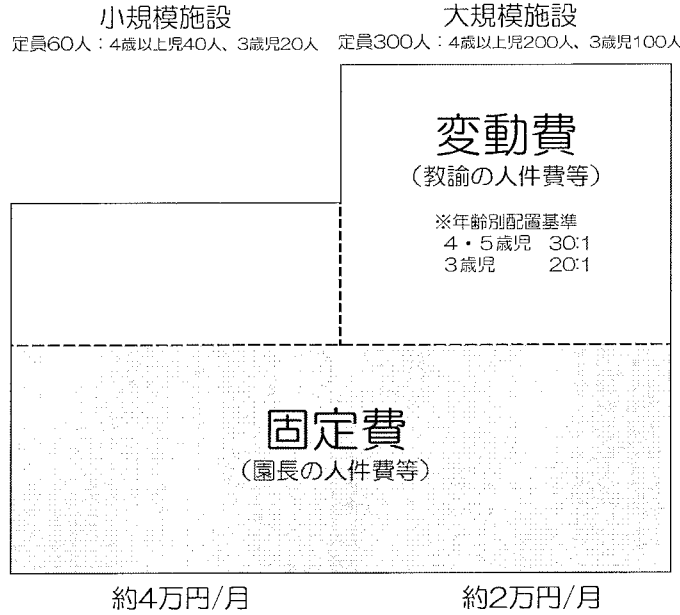
※1 下線は、0.7兆円メニュー（処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分5%のうち2%は0.3兆円超メニューで実施）

※2 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

## 公定価格について（定員数別）

○ 固定費、変動費に係る経費構造を考慮して、定員数の規模別に、基本分単価が設定される。

### イメージ（幼稚園の例）



子ども1人あたり基本分単価  
（その他地域）

約4万円/月

約2万円/月

7

## 公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

○ 1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

(1号)

(2号・3号)

区分	内容
事務費	<p>人件費</p> <p>(1)常勤職員給与 ①本俸、教諭調整額 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等</p> <p>(2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費</p>
	<p>管理費</p> <p>&lt;職員の数に比例して積算&gt; 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費</p> <p>&lt;子どもの数に比例して積算&gt; 保健衛生費、減価償却費</p> <p>&lt;1施設当たりの費用として積算&gt; 補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p>&lt;生活諸費&gt; 一般生活費（保育材料費等）</p>

区分	内容
事務費	<p>人件費</p> <p>(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等</p> <p>(2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費</p>
	<p>管理費</p> <p>&lt;職員の数に比例して積算&gt; 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p>&lt;子どもの数に比例して積算&gt; 保健衛生費</p> <p>&lt;1施設当たりの費用として積算&gt; 補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p>&lt;生活諸費&gt; 一般生活費(※)（給食材料費（3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費）、保育材料費等） (※)3歳以上児：6,856円、3歳未満児：10,127円</p>

- ・ 園 長 1人
- ・ 教 諭 (配置基準)  
3 歳 児 20:1  
\* 費の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施  
4 歳 以上 児 30:1
- ・ 教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・ 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)
- ・ また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)

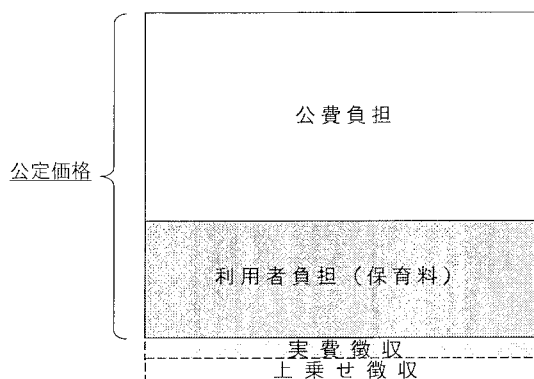
- ・ 事務職員 1人  
\* このほか、非常勤事務職員を1人加配(利用定員91人以上)  
\* 費の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

- ・ 保 育 士 (配置基準)  
乳 児 3:1  
1、2 歳 児 6:1  
3 歳 児 20:1  
\* 費の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施  
4 歳 以上 児 30:1
- ・ 保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・ 上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)
- ・ また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配
- ・ 調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
- ・ 事務職員 1人(非常勤)

8

## 公定価格について（利用者負担との関係）

### 財政構造



- 保育料の他、実費徴収（食事提供費用、日用品・文房具等の購入費用等。要事前説明・口頭同意）がある。また、上乗せ徴収（質向上の費用。要事前説明・文書同意）が可能。
- 実費徴収については、生活保護世帯・ひとり親世帯等を対象に補足給付事業を実施。
  - ・食材料費 4,500円（副食費・1号を対象）
  - ・教材費・行事費等 2,500円（1～3号を対象）

## 平成29年度における幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担（月額）

教育標準時間認定の子ども (1号)		保育認定の子ども (2号：満3歳以上) (3号：満3歳未満)			
階層区分	利用者負担	利用者負担		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 〔3,000円〕	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	97,000円未満 (～約470万円)	26,600円	30,000円	29,600円
		⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円

※1 「」書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯)の額。  
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。  
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもの数に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。  
 ※4 1年収入約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。  
 ※5 給付開始を指度とする。  
 ※6 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることを認める(経過措置)。

平成29年度地方分権に関する提案募集について  
(子ども・子育て支援関係の一部抜粋)

平成29年11月

## 平成29年の地方からの提案(強制徴収)

<b>提案</b>	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
<b>提案団体</b>	大阪市 ※共同提案(福島県、小牧市)
<b>制度の現状</b>	
<p>保育所(保育所型認定こども園)、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等については、施設側が善管注意義務を果たしてもなお、保護者から保育料の支払いを受けることができなかった場合、施設側の求めに応じて、市町村が強制徴収を行うことができる仕組みとなっている。一方、学校である幼稚園、幼稚園型認定こども園には同様の規定はない。</p>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>幼稚園型認定こども園等において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がりがり、施設側の事務負担を減らすことができる。</p>	



平成29年の地方からの提案(市町村の関与強化)

<b>提案</b>	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化
<b>提案団体</b>	箕面市 ※共同提案(福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市)
<b>制度の現状</b>	<p>特定教育・保育施設の利用定員の変更について、定員を増加させる場合は市町村への協議を義務付けているが、定員を減少させる場合は、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や、教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとつてやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定し、3か月前の届出としている。</p>
<b>提案内容と理由の概要</b>	<p>市町村の責務として、子ども・子育て支援事業支援計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3か月前までに市町村に届出をするだけでなく、市町村が関与できない状況となっている。子ども・子育て支援法第35条第2項に基づき、特定教育・保育施設の設置者が、定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とすよう求める。</p>

平成29年の地方からの提案(都道府県への協議にかかる事務負担軽減)

<p><b>提案</b></p>	<p>特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減</p>
<p><b>提案 団体</b></p>	<p>大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、 関西広域連合 ※共同提案(旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市 等)</p>
<p><b>制度の現状</b></p> <p>都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、市町村が特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更を行う際は、都道府県へ協議することになっている。</p>	
<p><b>提案内容と理由の概要</b></p> <p>特定教育・保育施設の利用定員の設定は、市町村が必要性を踏まえたと上で行われていることから、都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しいため、協議を届出にするよう求める。それにより事務負担の軽減につながる。</p>	

平成29年の地方からの提案(認定事務・権限の中核市への移譲)

<b>提案</b>	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲
<b>提案団体</b>	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 ※共同提案(旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県 等)
<b>制度の現状</b>	
<p>中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致していない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の認可権限：都道府県、政令市、中核市</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：都道府県、政令市(H30年4月～)</li> </ul>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p>	

## 平成29年の地方からの提案(放課後児童クラブ関係)

<b>提案</b>	放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化
<b>提案団体</b>	全国知事会、全国市長会、全国町村会
<b>制度の現状</b>	放課後児童クラブに関しては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童支援員について、支援の単位ごとに2人以上配置すること及び都道府県知事が行う研修を修了することが、「従うべき基準」とされている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	全国的に放課後児童クラブのニーズが高まる一方で、少人数の放課後児童クラブ等における人材確保が困難となったり、研修の機会の少なさから研修が受講できない等、継続的な放課後児童クラブの運営に不安を助長させている。「従うべき基準」を廃止又は参酌基準化することにより、地方の実情を踏まえた対応が取れるようにして頂きたい。

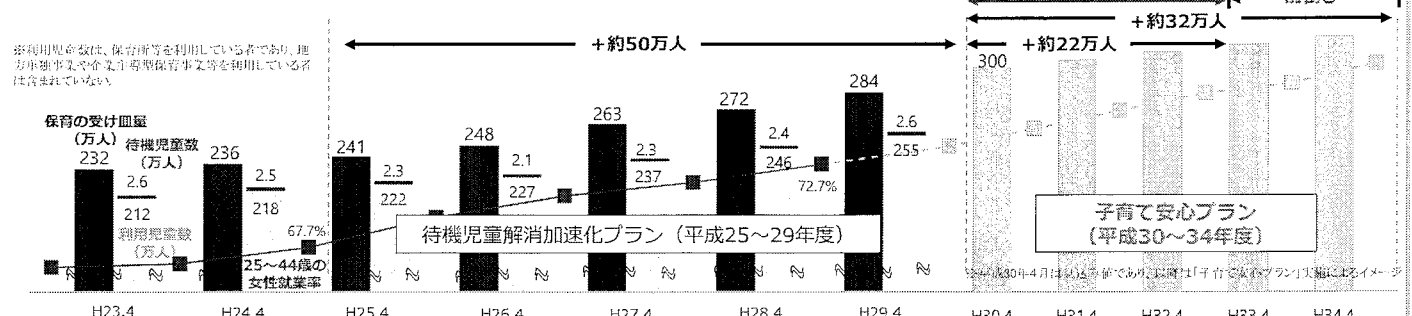
# 子ども・子育て支援

## 保育の受け皿拡大について

### 【論点】

- 本年6月、待機児童解消等のために、厚生労働大臣から「子育て安心プラン」が発表された。同プランにおいては、今後2～3年間で保育の受け皿を約22万人分拡大し、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、女性就業率80%に対応できるよう、平成34年度末までの5年間で合計約32万人分の受け皿を拡大することとされていたところである。その後、9月の総理記者会見において、同プランを前倒しし、平成32年度までに32万人分の受け皿拡大を進めることが表明されたところである。
- 保育の受け皿拡大に伴う運営費の増分については、安定的な財源を確保していく必要がある。

保育の受け皿量と利用児童数・待機児童数の推移

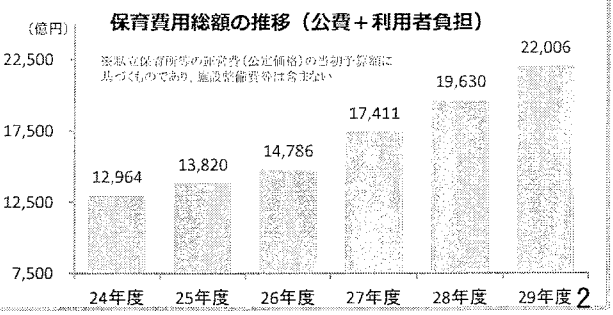


都市部とそれ以外の地域の待機児童数 (平成29年4月1日現在)

	利用児童数	待機児童数
7都府県・指定都市・中核市	146万人 (57%)	18,799人 (72%)
その他の道県	108万人 (43%)	7,282人 (28%)
計	255万人 (100%)	26,081人 (100%)

首都圏の待機児童数と定員充足率 (平成29年4月1日現在)

都府県	待機児童数	定員充足率
東京	8,586人	97%
千葉	1,787人	95%
埼玉	1,258人	97%
神奈川	756人	99%



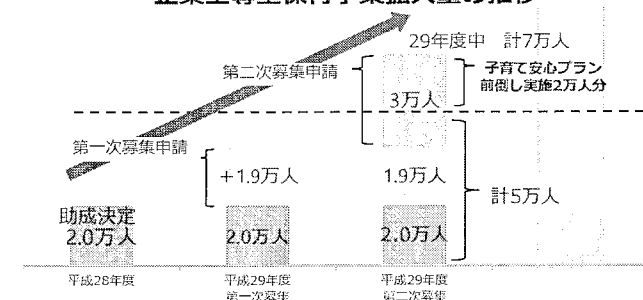
※7都府県は、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫) (出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」、総務省「労働力調査」等

## 事業主拠出金による子ども・子育て支援の充実

### 【論点】

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。創設当初は5万人の受け皿拡大を目指していたが、申請状況を踏まえ、新たに2万人を追加し、29年度末までに7万人の受け皿を確保する予定（新たに追加した2万人は「子育て安心プラン」の前倒し実施分。内閣府集計によれば、8月の第二次募集に対してすでに申請は計7万人に到達）。制度創設以降、企業からの申請は増加傾向にあり、来年度以降に新たに取組を始めようとする企業ニーズに応え、安定的な運営のための財源を確保する必要。
- 全世代型社会保障制度の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限の引上げ等を進め、子ども・子育て支援の充実を検討すべきではないか。  
(事業主拠出金による財源 平成28年度+0.05%(+835億円)、平成29年度+0.08%(+1,377億円))

### 企業主導型保育事業拡大量の推移



### 平成28年度助成決定の地域別定員 (人)

地域	定員
北海道	1021
東北	1301
関東	5343
中部	3255
近畿	3386
中国	1405
四国	1059
九州・沖縄	3514

### 【企業主導型保育事業の財源】

・ 28年度に企業が負担する拠出金率\*の上限を+0.1%引上げ (0.15%→0.25% (28年度:0.2%、29年度:0.23%))

\* 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

(参考) 雇用保険料率引下げ (28年度)

項目	被用者分	使用者分
・ 失業等給付	▲0.1% (0.5%→0.4%)	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ  
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

### 【改革の方向性】(案)

- 子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限も含めた拠出金率の引上げ等を検討すべきではないか。

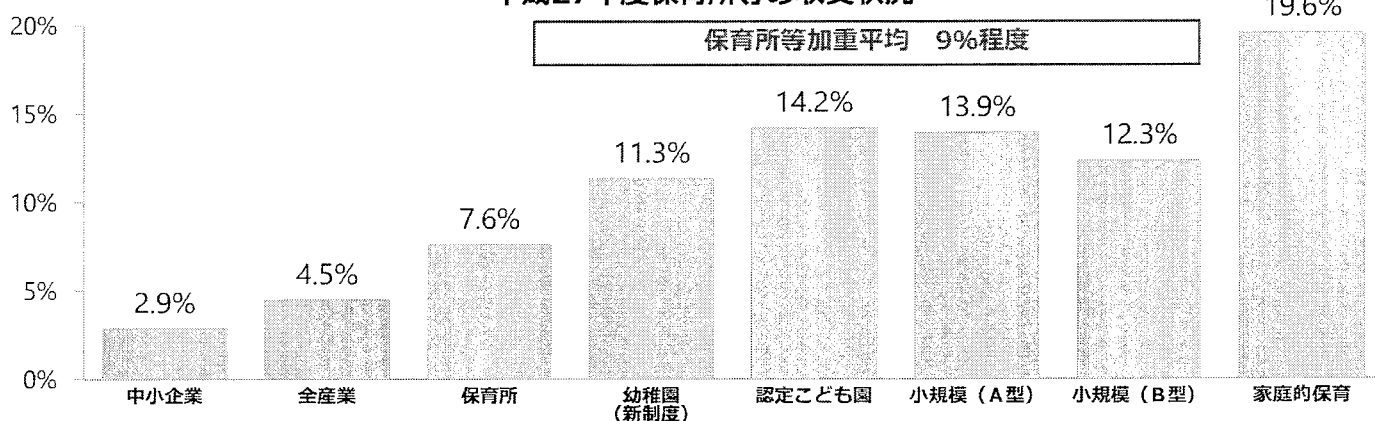
3

## 保育事業の収支状況

### 【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費 (= 公費) として、各事業者分配到されている。  
(「給付費」=「公定価格」-「利用者負担額」)
- 平成28年度調査 (平成29年9月公表) によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は+9%程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3%を大幅に上回る状況。(平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定)
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないかと。

### 平成27年度保育所等の収支状況



(出所) 平成29年9月8日子ども・子育て会議 (第91回) 資料「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、財務省「法人企業統計」

※1 保育所等の収支差率は、(収入-支出)÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。

※2 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。

※3 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は13.7%。中小企業は平成23~27年度 (全産業は平成24~28年度) の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

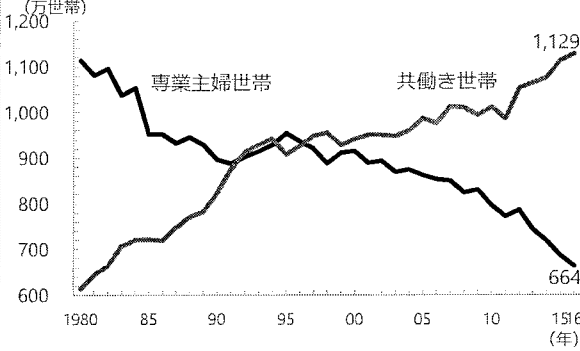
4

## 児童手当の見直し(所得判定基準)

### 【論点】

- 児童手当の制度の創設(昭和47(1972)年)時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者(主たる生計者)の所得のみで判定することとされている。(本則給付の所得基準は夫婦2人の場合で年収960万円未満)
- 平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になっている。このように制度創設時から大きな変化が生じている中、現行の仕組みについても見直す必要があるのではないか。(参考:保育料は世帯合算の所得で判断)

専業主婦世帯と共働き世帯 1980~2016年



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

(注) 「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

児童手当及び特例給付の概要

概要		対象児童数 (29年度予算)
○0~3歳未満	一律15,000円	※ 1,541万人 ※ 給付対象児童の 92%をカバー
○3歳~小学校修了まで	第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円)	
○中学生	一律10,000円	127万人
○所得制限以上	一律5,000円(当分の間の特例給付)	

児童手当の支給例(子2人(小学生1人、3歳未満1人)の例)

収入の例	児童手当支給額(月額)
世帯収入1,200万円 (夫 収入1,000万円 妻 収入 200万円)	特例給付10,000円 (小学生 5,000円 3歳未満 5,000円)
世帯収入1,200万円 (夫 収入 800万円 妻 収入 400万円)	児童手当25,000円 (小学生 10,000円 3歳未満15,000円)

### 【改革の方向性】(案)

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。

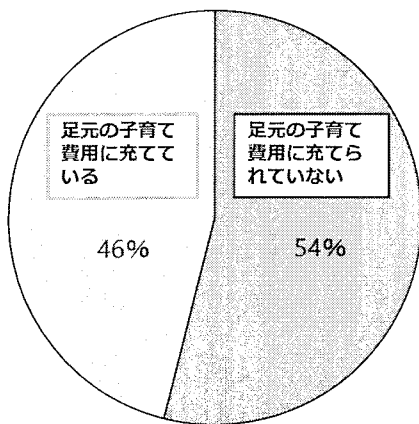
5

## 児童手当の見直し(特例給付)

### 【論点】

- 児童手当の所得制限(夫婦2人の場合で年収960万円未満)を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている。(平成29年度予算 国費490億円、公費734億円、そのほか公務員分で26億円)
- 全世代型社会保障の実現に向け、子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援とするためには、現行の施策についても、分野内における優先順位付けも含め、必要に応じた見直しを検討すべきである。

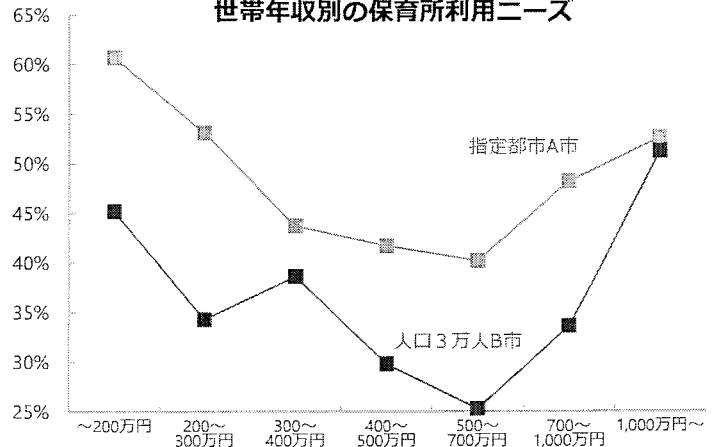
特例給付の用途別使用金額の構成比



(出所) 厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

(注) 「足元の子育て費用に充てている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てている金額を合計したもの。「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てている金額を合計したもの。

世帯年収別の保育所利用ニーズ



(注) 市町村子ども・子育て支援事業計画策定のために、自治体において、子育て世帯に対してニーズ調査(平成25年調査)を行っており、その調査結果報告書を基に作成したもの。現在、保育所を利用している、利用していないにかかわらず、定期的にご利用したいと考える事業として保育所と回答した世帯年収別の割合。

### 【改革の方向性】(案)

- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないか。

6

# 児童手当制度の概要

平成29年4月20日  
財政制度等審議会  
財政制度分科会提出資料

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満				
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
	○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)				
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.3/1000)を乗じて得た額。						
		被用者		非被用者	公務員		
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		
財源内訳 (29年度予算)	[給付総額] 2兆1,985億円 (2兆2,216億円) ※( )内は28年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆2,175億円(1兆2,320億円) 地方負担分 : 6,087億円(6,160億円) 事業主負担分 : 1,832億円(1,835億円) 公務員分 : 1,891億円(1,902億円)	うち特例給付 490億円 うち特例給付 245億円 うち特例給付 26億円				
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)						

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号) 附則  
(検討)

第2条、政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第2条第1項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。



# 平成30年度における私立幼稚園の 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

## 1. 平成30年度における新制度への移行状況（累積）

- 今般、平成30年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行の意向に関する調査を実施（調査結果及び調査概要については、4～5ページを参照）。
- その調査結果に、これまでの移行実績を加えると、平成30年度における新制度への移行状況（累積）は、以下のとおりとなる見込み。

（対象園数 7,892 園）

1. 平成30年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	3,512園 （前年度+581園）	44.5% （前年度+8.1%）
①認定こども園となって移行	2,351園	29.8%
幼保連携型認定こども園	1,411園	17.9%
幼稚園型認定こども園	928園	11.8%
施設の種類については検討中	12園	0.2%
②幼稚園のまま移行	1,116園	14.1%
③幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	45園	0.6%
2. 平成31年度以降に移行を検討・判断	3,301園	41.8%
① 平成31年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	486園	6.1%
② 状況により判断	2815園	35.7%
3. 将来的にも移行する予定はない	1,067園	13.5%
4. 無回答	12園	0.2%

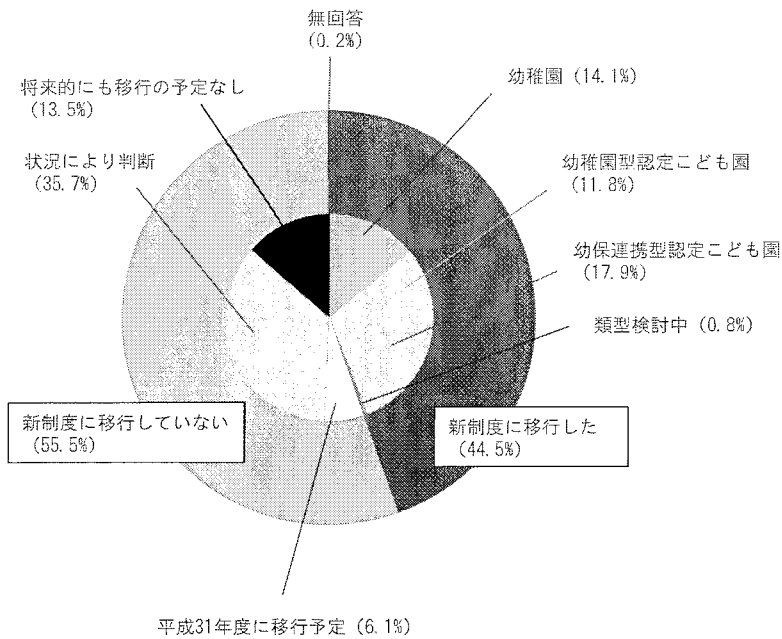
（注1）上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園となった園及び廃園に準ずる形での休園となっている園等を除く。

（注2）平成30年度に移行を予定している園は586園だが、既に移行済の園のうち5園が休園となっているため、前年度比は+581園となっている。

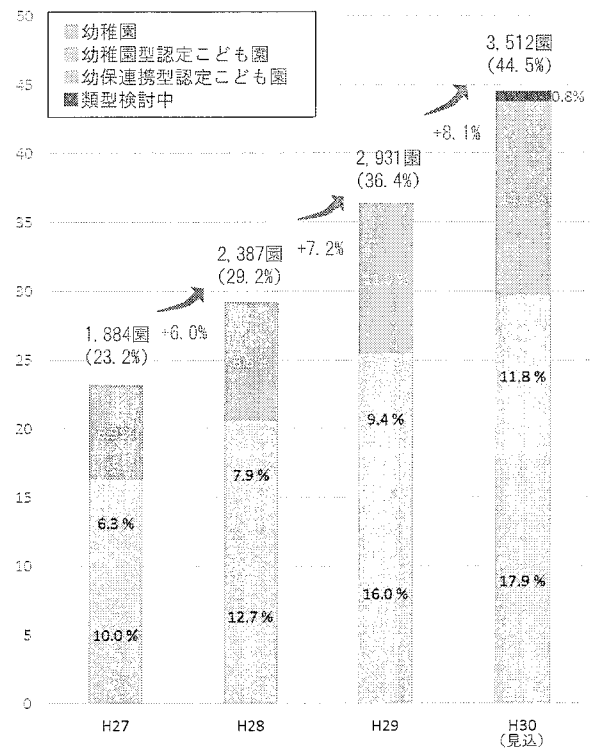
（注3）四捨五入により合計が一致しないことがある。

## (参考1) 平成30年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

〈平成30年度における移行状況の内訳 (予定)〉



〈移行状況の推移〉



## (参考3) 平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果概要

### ①平成29年度までに新制度に移行していない私立幼稚園の今後の意向

(対象園数 4,966 園)

1. 平成30年度に新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)	586 園
① 認定こども園となって移行	305 園
(ア) 幼保連携型認定こども園	124 園
(イ) 幼稚園型認定こども園	169 園
(ウ) 類型は検討中	12 園
② 幼稚園のまま移行	236 園
③ どちらで移行するか検討中	45 園
2. 平成31年度以降に移行を検討・判断	3,301 園
① 平成31年度以降、新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)	486 園
(ア) 新制度に移行	224 園
(イ) 新制度に移行する方向で検討中	262 園
② 状況により判断	2,815 園
3. 将来的にも新制度に移行する予定はない	1,067 園
4. 無回答	12 園

### 〈調査概要〉

調査趣旨：国における平成30年度予算案の検討等のため、新制度に移行していない私立幼稚園の移行の見込みを把握する。

調査項目：①平成30年度/平成31年度以降における新制度への移行の意向

②平成30年度に移行予定の園の移行後の施設類型

③新制度に移行する際の懸念点 等

調査対象：新制度に移行していない全ての私立幼稚園

調査方法：各都道府県・市区町村を經由し、各事業者に回答を依頼。各市区町村・都道府県がとりまとめ、国に提出。

回収率：98.2%

## ②新制度への移行に関して園側が懸案と考えている点

（「平成31年度以降、新制度に移行するか状況により判断」を選択した園の回答（複数回答可））

（対象園数 2,815 園）

新制度の仕組みが十分に理解できない	1,023 園	36.3 %
市区町村との関係構築に不安がある	620 園	22.0 %
保護者の理解が得られるか不安である	1,180 園	41.9 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	1,626 園	57.8 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	1,202 園	42.7 %
施設の収入の面で不安である	1,512 園	53.7 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	2,095 園	74.4 %
その他	645 園	22.9 %

### ※その他の主な事項

- ・ 私学としての伝統・独自性、建学の精神、質の高い教育内容を維持できるか不安である
- ・ 認定こども園への移行に伴う施設整備や人材の確保について不安である
- ・ 個人立の幼稚園であり、新制度への移行の条件とされている法人化が困難である

## 2. 新制度への円滑移行に向けた対応

- 文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施してきたところ。
- このような対応により、円滑な移行に向けた環境を整えてきたが、依然として、新制度の仕組みや事務負担、収入等に関する不安を有している園があるのが現状。このため、引き続き、様々な機会を活用して新制度全般やこれまでの対応等に関する周知を行うとともに、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧に向いながら、事務処理の簡素化を含め、必要な制度・運用の改善等に努めていく。

### 〈これまでの主な対応〉

#### 1. 収入面での不安への対応

- (1) 大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）
- (2) 公定価格試算ソフトの改善（簡素化）
- (3) 一時預かり事業（幼稚園型）に係る補助単価増（長時間・長期休業中）

#### 2. 事務負担への対応

- (1) 移行準備に係る事務経費の補助制度の創設
- (2) 大規模園における事務職員配置の充実
- (3) 公定価格の加算認定に関する統一様式の作成

#### 3. 人材不足への対応

- (1) 国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（+1.9（H27補正）、+1.3%（H28補正））
- (2) 更なる処遇改善の推進（+2%、+10万4千円・5千円）
- (3) 一時預かり事業（幼稚園型）に係る職員配置要件の柔軟化

#### 4. 事業者・地方公共団体への周知等

新制度全般や制度・運用の改善等に係る周知、意見交換等の実施

# 委員提出資料

## 目 次

- 柏女委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎委員提出資料 . . . P. 3
- 坪井委員提出資料 . . . P. 9
- 木村委員提出資料 . . . P. 10
- 廣島委員提出資料 . . . P. 13

## 内閣府子ども・子育て会議(第32回)意見

2017年11月7日 柏女 霊峰(淑徳大学)

1. 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を、子ども・計画に盛り込むよう各自治体に促すことが必要。

現在、各都道府県、市区町村においては、子ども・子育て支援事業計画、同支援計画の中間見直しが進められている。また、第1期障害児福祉計画の策定に向けた検討も進められている。

計画策定に当たっての政府の告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」には、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」として、「都道府県及び市区町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市区町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。」と記載されている。

しかしながら、多くの市区町村においては、児童発達支援事業等障害児に固有の専門的支援サービスの確保については定量的な目標を設定しているが、特定教育・保育施設や放課後児童クラブ等に対する障害児の利用ニーズの調査や定量的な目標数値の設定はあまり行われていない。私が参画している自治体ではそうした利用ニーズについて調査を行ってもらっているが、その結果、特定教育・保育施設、放課後児童クラブの新たな利用希望や医療的ケア児の通所希望などが健在化している。

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との緊密な連携が必要である。国は、市区町村に対し、特定教育・保育施設等の障害児の受入れをはじめとした子育て支援施策と障害児支援施策とが連携した取組について、子ども・子育て支援事業計画や障害児福祉計画に、しっかりと盛り込むよう働きかけることを希望する。

2. 放課後児童クラブ設備・運営基準における「従うべき基準」廃止を危惧する。

現在、放課後児童クラブの設備・運営基準の放課後児童支援員等の職員の配置基準と研修受講要件は基準で唯一の「従うべき基準」とされているが、平成29年度地方分権に関する地方からの提案では、それを廃止するか参酌基準化する提案がなされている。

放課後児童クラブは、「子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう

に、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする」(放課後児童クラブ設備・運営基準)子どもの育成支援のための事業である。また、放課後児童クラブは小学校低学年の子どもが親と離れて学校より長時間生活する場所であり、それゆえ、子ども・子育て支援制度検討時には放課後指導給付(仮称)として、施設と同等の扱いにすることも検討された経緯がある。つまり、子どもの成長と権利擁護に重要な役割・機能を果たす生活の場であり、その基準は、改正児童福祉法に規定する「子どもの最善の利益」に叶うものでなければならない。

そのため、「年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から」(放課後児童クラブ運営指針)、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置くこととされたのである。つまり、同学年一斉授業が基本、かつ、教員休業日には校長、教頭の代理授業が可能といった学校とは異なり、独自の配慮が必要とされているのである。このことは子どもの安全、安心の確保、遊びと生活を通した子どもの育成支援に必須の事項であり、地域の実情に応じて柔軟に取り組むような事項などではなく、子どもの人権擁護のための全国統一事項といってよい。

放課後児童健全育成事業は、その性格から言って施設と同等に考えるべき活動であり、その事業のなかの子どもの安心・安全の確保、効果的な育成支援の根幹である支援員の人数と資格要件を「従うべき基準」から除外すべきという提案は、児童福祉法の理念に反するものといわざるを得ない。慎重な検討を願っている。

以上

2017年11月7日  
子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財) 日本病児保育協会 理事長  
日本医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事  
駒崎弘樹

意見書

◎財務省の「保育所は儲かっているから公定価格を削れ」という指摘は不当

- ・ 先日、以下のような報道を見て、非常に大きな憤りを覚えました

■ 保育所2万人分整備 財務省、来年度にも補助金転用 日経新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22594710T21C17A0MM8000/>

財務省は25日の財政制度等審議会（財制審）でこうした方針を示す。保育の受け皿整備には、18年度から20年度までで3千億円規模の公費が必要になる見込み。国と自治体は保育施設を運営する事業者などに17年度で約1.5兆円を支出している。

保育事業者の利益率は全産業平均より高めのため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまで通り続け、施設運営費の補助を削減する。

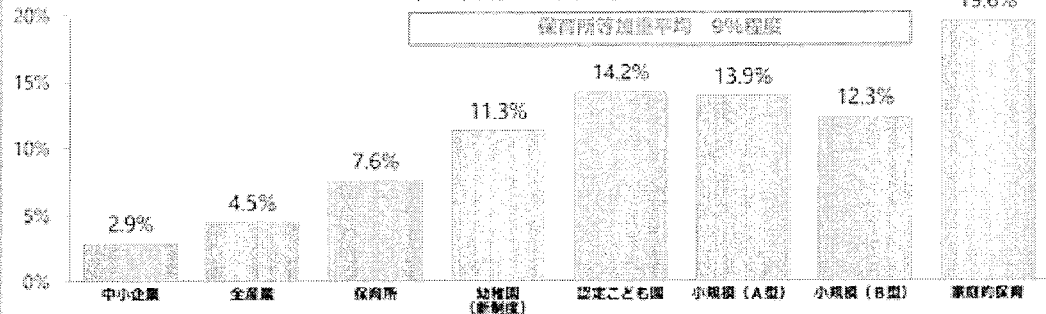
- ・ 財務省側の言い分を簡単にまとめると（1）経営実態調査をしたら、保育所の**利益率が高かった**（2）だから、保育所の補助（公定価格）を削って、新規の保育所開設に使おう ということになります
- ・ 財政審議会の資料はWEB上にアップされているので、当該シートを抜粋します。

## 保育事業の収支状況

### 【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費（＝公費）として、各事業者に配分されている。  
 （「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」）
- 平成28年度調査（平成29年9月公表）によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は+9%程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3%を大幅に上回る状況。（平成29年度調査は待集計中であり今後公表予定）
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。

平成27年度保育所等の収支状況



- ・ 確かに、このシートを見ると、一見保育所は他の産業と比べて儲かっているような印象を与えますが、非常に悪質なミスリードです。

### 【財務省のトリック (1) わざと率を出す】

- ・ このシートの縦軸ですが、利益「率」であることに注目して頂きたいです。利益「額」ではありません。
- ・ 例えば、全産業の企業売上高から割り出した、企業の一家あたり平均売上は 6937 万円です。（出典：中小企業白書概要 [http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/PDF/h28\\_pdf\\_mokujityuuGaiyou.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/PDF/h28_pdf_mokujityuuGaiyou.pdf)）そこに、財務省提出のシートにある利益率である 4.5%を掛けてみましょう。すると、利益額は312万円です。



- ・ 一方で、保育園業界、例えば一番利益率の高いとされる、家庭的保育（保育ママ）を比べてみましょう。家庭的保育の平均売上（保育の場合「収益」ですが便宜上この表現を使います）は、969万4000円です。利益率は19.6%です。すると、利益額は約190万円。全産業平均の利益額よりも、小さくなります。
- ・ 次に利益率が高いとされる小規模保育を見てみましょう。小規模保育の平均収益（売上）は3242万円。それに利益率の13.9%を掛けます。すると、利益額は約450万円。額で見ると、全産業平均とほぼ同じような額です。さらに、小規模保育の場合、子ども一人あたりの補助は、だいたい約200万円/年ですから、2.25人かけると赤字に陥ります。かなり脆弱な財務構造です。（出典：公定価格表 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h290314/pdf/s2-1.pdf>）
- ・ これで本当に「儲かっているから補助金削れ」と言えるでしょうか。悪質なミスリーディングとしか思えません。

#### 【財務省のトリック（2）初期補助の期ずれ】

- ・ このデータは2015年度ですが、保育所というのは基本的には4月開園です。そうすると、改装したり、保育士を揃えたり、備品を買ったり、という初期費用というのは14年度に計上されます。15年度は子ども子育て新制度が開始した年なので、多くの園が開園しました。
- ・ 費用は前年度に出ますが、補助収入は15年度に入ってきます。よって、小規模保育であれば、初期補助である数千万円が収入で入って、費用は15年度ではなく前年度に計上されるので、見かけ上利益率が高くなります。
- ・ もちろん3月締めではない団体や企業は、支出と収入を合わせられますし、各園ごとの会計ルールに違いはあるので全てとは言えませんが、保育園経営者的には、期ずれは比較的一般的な話です。

### 【財務省のトリック (3) 修繕積立等の無視】

- ・ 保育園は、毎日子どもたちが元気に遊びまわるので、消耗が激しいです。安全にも関わるので、壊れたり傷ついたりしているのを、放置もできません。
- ・ よって、数年に一度、修繕を行います。そのために、出た利益から修繕用に積立  
てておきます。
- ・ こうした積立金も経営実態調査的には利益にカウントされます。(退職金積立や  
大きめの備品購入のための積立等も同様)
- ・ こうしたことを加味すると、保育所の運営は一般企業よりもローリスクではあり  
ますが、ハイリターンとは全く言えません。
- ・ よって、財務省の行った提言は、良く言うなら的外れ、悪くいうならひどいミス  
リードと言えるでしょう。

### 【まとめ】

- ・ 保育所は（規模の小ささ等もあり）利益「率」は高く出るが、利益「額」は決して高  
すぎるわけではない
- ・ また、経営実態調査等の政府調査ものは、期ずれや積立金等を反映していない
- ・ よって、財務省の提案は不当である
- ・ さらに、補助金を削れば、事業者の参入・継続意欲が薄れ、足りない保育園はもっと  
足りなくなり、待機児童問題を悪化させるため、中長期的に見ると税収においてもマイ  
ナスということになります。

- ・こうした財務省の姿勢に、断固として抗議したいと思います。

◎居宅訪問型保育における不当な「日割り」規定を撤廃してください



- 地域型保育の中に居宅訪問型保育という、医療的ケア児など、集団保育を受けられない子ども達をマンツーマンで保育する制度があります
- その居宅訪問型保育について、内閣府が発出した Q&A が「保育を提供していない日は日割りとする」という記載があり、これが非常に大きな問題を抱えています

問題 1 : なぜ健常児の保育園では「日割り」という概念がないのに、障害児だけ差別されるのか)

- 子ども子育て新制度における認可保育所や小規模認可保育所、家庭的保育など、居宅訪問型以外の全ての類型には「日割り」という概念がありません
- なぜ、主に障害児を預かる居宅訪問型保育だけが、日割りされないといけないのでしょうか？
- これは、平成 25 年に制定された、障害者差別解消法に抵触する可能性があります

問題2：何の議論もされずに Q&A が発出されている

- 公定価格という事業にとって非常に重要な要素を、子ども子育て会議において何の議論も経ずに決めています
- 十分に官民で話し合った形跡もなく、事業者へのヒアリングも何もない中で、単に内閣府部内だけで決定的に重要なルールが決められているのは、全くもって不当です

問題3：医療的ケア児の障害や病気への配慮がない

- 医療的ケア児は、医療的デバイスとともに生きる子ども達です。元々病弱なため、障害の進行や回復のため、しばしば手術等を行うため、休みがちになります
  - また、最初は週3から保育を始め、徐々に慣らして行って、増やして行く、ということも普通に行われます
  - 一方で、保育者は重度の障害児である医療的ケアのできる保育士を採用せねばならず、例え週4の保育提供であっても、週5のフルタイム採用を行います
  - 主に医療的ケア児の保育のための制度にも関わらず、こうした医ケア児の障害や病気への理解が決定的に欠落している「日割り」という概念を持ち込むのは、全くもって誤りです
- 自治体向け Q&A 2 4 3 自体を削除して頂きたいと思います

以上

## 公定価格引き下げの動き（財務省による）に対して

全日本私立幼稚園連合会  
政策委員長 坪井久也

新制度移行園（施設）について、国は経営実態調査（平成27年度分および平成28年度分）を実施し、平成27年度分調査の結果、一般企業を大幅に上回る収支を確保している状況であり、公定価格の引き下げを検討すべきでないかと新聞等で報じられている。

しかし、この調査および分析には次のような問題点があります。

- 1 平成27年度の経営実態調査は、私立幼稚園からの移行率が低く（23%）、また、調査に対する有効回答数も少なく、しかも、地方の小規模園の移行が多く、大都市圏を中心に大規模園があまり含まれていないので、幼稚園や認定こども園全体の数字とは言いがたい。
- 2 私立幼稚園は従来の私学助成の経常費補助を受けての経営では、保育料を含めても少ない収入の中で、支出も収入にあわせ少ない支出で経営せざるを得ない状況でした。平成27年度の移行で、収入面ではどのくらい増加するのか確信が持てない中、支出面では処遇改善を義務付けられた人件費以外は、本来は教育環境の充実などに当てるべきであったが、収入面に不安があったため諸経費や機器備品などの設備関係経費を抑えざるを得なかった。その結果、平成27年度収支状況はかなり高い数字が確保されました。新制度移行後、特に1年目はイレギュラーな数字が出やすく、2～3年程度経過するまでは収支状況の正確な把握は難しいと考えます。
- 3 学校法人由来の認定こども園は学校法人会計により会計処理をしており、学校法人会計独特の処理について、国の収支状況分析において社会福祉法人会計と分けて適正に分析・評価すべきである。
- 4 私立幼稚園や私立幼稚園由来の認定こども園は、施設整備補助金額では私立保育所との補助金格差があり、施設整備（園舎の建替え、大規模改築）においては、相当多額な自己資金を確保しておかないと建替えができません。そのため、通常の減価償却費分のほか、公定価格の1号児の基本分単価や2・3号児の減価償却費加算分を毎年、積み立てておく必要があります。収支差額4～5%分に相当する分は、保育所よりも余計に確保しなければならないと考えます。

# 意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

待機児童対策という量の拡充と保育の質の向上はセットで進めなければならないと常に本会では考えております。その中で今回実施される各取り組みについて特段のご配慮を要望致します。

## ◎「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れ受け入れ要件について

待機児童解消の向けて多くの幼稚園で未満児を受け入れ寄与されていることに感謝申し上げます。

その際幼稚園における0歳児から2歳児受け入れ要件は認可保育所や認定こども園における条件と最低でも同等にしなければ質の担保は保証されません。まして子ども子育て会議において幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育所のいずれか高い基準を用いることになっており、それは質の向上や安心・安全を担保とするものだと認識しております。また認定こども園は直接契約であっても利用調整が掛かっています。幼稚園における2歳児受け入れにおいて利用調整が掛からない場合は認定こども園においても同様の対応が必要です。

更に運営費・施設整備に公費が投下される現状から、受け入れ基準は認可保育所および認定こども園と同様とするものの徹底や、企業主導型保育事業であっても毎年の監査は義務づけられていることから完全実施、また本事業は待機児童がいない地域においてはこれを実施出来ないなどを周知徹底をはかるなどしなければ認定こども園の普及はおろか基準や規制もバラバラになる恐れがあります。

## ◎「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」の研修要件に関する詳細の明確化

『技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答』の内

「問 23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修が始まるとのことですが、誰でも受講できるのでしょうか。

（答）保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。」

「問 24（答）に「過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。」とあります。

今現在として「どの様な団体が行うどの研修が対象になるのか、該当する研修は明確に表

記があるのか、都道府県ごとに差違はあるのか、研修時間の積み上げ方法はどの様に行うのか」等が、具体的になっていないことでの不安感や混乱が起きております。

都道府県ごとに差違があった場合には、不整合や不公平感を生み出すことになる事も想定されますので、公平性の担保を目的とした要項や、詳細までは3府省が責任を持って決定し、出来る限り早い段階で発出いただきたいと考えます。

## ◎ 財政健全化の物差し以外で

平成29年5月25日 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を建議として取りまとめ、建議では21世紀前半に高齢化率が上昇することに違いはなく、高齢化による社会保障費の増大、少子化による支え手の減少という厳しい現実は変わらず、これらの実態に目をそむけず、財政の持続可能性の改善に着実に取り組んでいく必要がある。その為には「PB 黒字化」を実現した上で、利払い費も含めて、我々が享受した受益に対するコストを、税収等でどの程度賄うことができているかを表す「財政収支」に着目した財政運営を目指さなければならない。財政制度等審議会としても、2019年10月の確実な消費税率の引上げとともに、「II. 主要分野において取り組むべき事項」で、歳出改革を通じた財政健全化の更なる推進によって、この好循環の実現への提言を続けていくことが述べられています。このことから2017/10/23日本経済新聞の記事では

「財務省は保育の受け皿整備のため、既存の補助金を転用する。2018年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金200億円を減額し、最大2万人分の受け皿を整備する。政府は20年度末までに32万人分の整備を進めるとしており、企業の追加負担も求める方向だ。予算の効率化で待機児童解消につなげる。財務省は25日の財政制度等審議会（財制審）でこうした方針を示す。保育の受け皿整備には、18年度から20年度までで3千億円規模の公費が必要になる見込み。国と自治体は保育施設を運営する事業者などに17年度で約1.5兆円を支出している。

保育事業者の利益率は全産業平均より高めのため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまで通り続け、施設運営費の補助を削減する。

ただ補助金の減額だけでは必要額に足りず、財務省は企業の拠出金引き上げも提案する。すでに保育所整備で企業が負担する「事業主拠出金」は18年度予算編成で従業員の賃金の0.23%から法定上限の0.25%へ引き上げる方向で調整中。法改正による法定上限引き上げも検討する。財務省は25日の財政制度等審議会分科会で、保育の受け皿整備のため、2018年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金200億円を減額し、最大2万人分の保育の受け皿を整備する方針を示す。」

この記事に関して、本年度の経営実態調査の結果を基に、今後の予算編成で検討してゆく内容であるとは考えますが、今回の調査において率で計算することは適切で無い事は火を

見るより明らかで有り、待機児童の有無や定員の充足率などの条件などにより利益率が低い又は、赤字の園もある中で給付額や補助金等を減額をするべきではないと考える。また会計制度がバラバラであり、また上乗せ徴収を外し、公費のみで検討すべきであり調査項目の精査が必要である。

#### ◎ 三府省連携体制について

平成 27 年度より子ども子育て支援法が本格実施され、当時は頻繁に三府省が連携を図り法律や過去の事例等の検証を行い円滑な実施に向けた取り組みが行われておりました。昨今の子ども子育て支援制度の方向性を見ていると、例えば「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」の研修要件や 2 歳児や未満児さんの幼稚園受け入れ等をとってみても以前のように三府省が連絡を密に取り協議を重ねているようには受け取ることが出来ない部分が多くこの制度は、三府省が十分に協議を行い調整する事で、進んでいるものと認識しているが、今現在どの程度のスパンで三府省が揃っての協議を行い、情報の共有、調整を行っているのかお聞かせ願いたい。

予算獲得の大変厳しい時期だからこそ、前出の財務省に関する記事は「火の無いところに煙は立たない」という見地からも、三府省が連絡を密にし、調整を行う事が非常に重要と考えます。

#### ◎ 企業主導型に多子世帯軽減策について

施設型給付を受ける施設および私学助成を受ける施設に通う乳幼児に対して基準は異なるが多子世帯軽減策が実施されており利用者の保護者も大変感謝しております。

その中平成 28 年度より実施されている企業主導型保育事業においては多子軽減対策一つもありません。その為 2020 年に幼児教育の無償化を目指す場合、企業主導型保育事業においても低所得者の場合は無償化に該当するのか、また平成 30 年度より施設の区分ではなく子どもを対象として多子世帯軽減対策となるよう強く要望致します。

#### ◎ 幼児教育の無償化について

今回の衆議院選挙において幼児教育の無償化が掲げられ感謝申し上げます。ある市町村においては先行して幼児教育の無償化に取り組んでいるところがありますが、幼児教育・保育の保育料を無償化したため、ただなら 0 歳児から使わないと損という認識が広がり子育て支援ではなく育児放棄支援とさえ捉えられる課題が浮き彫りになっております。幼児教育の無償化の実施にあたっては子育てと仕事の両立、専業主婦家庭へも同等な支援がされますよう要望致します。



子ども・子育て会議 様

## 幼児教育費の無償化等に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会  
会長 廣島 清次

子ども・子育て支援新制度が発足して3年目となり、この間、新たに企業主導型保育事業が制度化されるなど、我が国の子育て支援は充実発展してきており、大変心強く思っているところです。

さて、今後、制度化されると思われる幼児教育費の無償化につきましては、これまで様々な検討が行われてきたところです。

保育事業を中心とする子育て支援事業に携わる当協議会といたしましては、すべての子どもが分け隔てなくこの制度が適用されることを基本にご検討されるよう、次により、ご提案いたします。

### 【提案内容】

幼児教育費の無償化は、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）在籍児童を対象として検討されていると聞いておりますが、認可外保育施設在籍児童も対象にすべきと考えますので、本会議としても国に働きかけるよう提案いたします。

### 【提案理由】

子ども・子育て支援3法に関する付帯決議において、幼児教育・保育の無償化について検討を加えるとされ、これまで、質の高い幼児教育をすべての国民が享受できる環境づくりを主な目的として、様々な検討が行われてきたところです。

また、先の総選挙において与党になられた自由民主党の政権公約でも、3～5歳児のすべての子どもの幼稚園、保育園費用の無償化が掲げられていたところであり、今後、実施に向けた検討が加速化されるものと思われまます。

しかし、これまでの検討の中では、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）在籍児童が対象とされ、東京都認証保育所など認可外保育施設在籍児童の取り扱いが明らかにされておられません。

この制度の導入趣旨に鑑み、認可外保育施設在籍児童や在宅児童など、すべての3～5歳児がこの制度の恩恵を享受できるような制度にすべきと考えます。

平成 29 年度  
子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム  
開催要項

1 趣 旨：

本年 8 月に発表された「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 13 次報告）」では、死亡事例全体の約 6 割が 0 歳児であり、その養育者の多くが、自身の養育能力や育児に不安を抱えていることが示されています。

子どもの虐待が起こる背景として、家庭が複合的な生活課題・福祉課題を抱えたり、地域社会から孤立したりしている場合も多く、乳幼児期から子どもとその家庭に身近な地域のなかで支援を行うことが、子ども虐待を含むさまざまな問題を未然に防止することにつながります。

このため、国では、市町村における妊娠期からの包括的な支援や子ども家庭総合支援拠点の整備など、8 月に検討会報告として提案されている「新しい社会的養育ビジョン」などを踏まえて、取り組みを進めようとしています。さらに 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援新制度」の 2 期目の見直しや、地域を基盤にした横断的な生活支援の体制づくりとしての「地域共生社会」の推進においても、子どもや子育て家庭への支援体制の強化を図っています。

一方、社会的孤立の問題や複合化した生活課題等を抱える子ども・子育て家庭への支援は、制度の枠組みだけでなく、子ども家庭福祉関係者が、身近な地域において、多様な地域資源と連携して支援を行うことが重要です。

子どもたちの現在だけでなく、未来にも大きな影響を及ぼす問題であります。子どもたちがそれぞれの生まれ育った環境によって、将来の選択肢を制限されることのない社会の実現のために、子ども家庭福祉関係者はなにができるのか、本フォーラムでは、具体的取り組みなども踏まえて考えます。

2 期 日：平成 29 年 12 月 12 日（火）

3 会 場：全国社会福祉協議会 灘尾ホール  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

4 参加対象：全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども・子育てに関心のある方 等

5 定 員：250 名

6 申込締切：平成 29 年 11 月 27 日（月）

7 参加費：5,000 円

8 主 催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

9 後 援：全国保育協議会、全国保育士会、全国児童養護施設協議会、  
全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会

10 内 容：

9:50	開会・挨拶	
10:00	基調講義	<p><b>地域における乳幼児期からの家庭支援の動向とこれからの取り組み</b></p> <p>児童虐待、子どもの貧困、発達障害、待機児童など子どもをめぐる課題が広がっており、2期目の子ども・子育て支援新制度や児童福祉法改正を踏まえた新たな社会的養育などの検討において、市町村における子ども・子育てへの支援体制の強化が求められています。そうしたなかで、多様なニーズを抱えた子育て家庭に対して、地域のさまざまな社会資源が、乳幼児期から協働して支援を行うことがますます重要になっており、全社協では平成26年に「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム」を提案し、推進しています。</p> <p>本講義では、子ども・子育て家庭支援の動向全体を理解しながら、これからの、乳幼児期からの家庭支援への地域で連携した取り組みのあり様やその方策を考えます。</p> <p>講 師：  <b>柏女 霊峰 氏</b>  (淑徳大学 教授)</p>
11:30	休憩	
11:40	基調講義	<p><b>「地域共生社会」の実現と子ども・子育て支援</b></p> <p>「地域共生社会」とは、年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が、自分らしく、それぞれに役割をもちながら社会参加できる社会づくりとされ、本年6月の「社会福祉法」改正に、地域福祉の理念に位置づけられました。その実現に向けて、制度だけでは解決できない多様な生活課題・福祉課題を、制度を横断して、地域を基盤に、支援の体制を構築することが求められています。</p> <p>本講義では、「地域共生社会」の実現と子ども・子育て支援を実践する社会福祉法人や関係機関・団体等への期待を学びます。</p> <p>講 師：  <b>和田 敏明 氏</b>  (ルーテル学院大学大学院 名誉教授)</p>
12:40	昼食	
13:40	シンポジウム (途中休憩あり)	<p><b>乳幼児期からの家庭支援の取り組み事例をもとに、これからの地域における子ども・家庭支援を考える</b></p> <p>現在行われている取り組み事例から、自らの地域や施設、人的資源の特性を活かして、子ども家庭福祉関係者が行うべき支援について考えます。</p> <p>コーディネーター： 調整中</p> <p>事例発表者（3～4名、予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体（妊娠期からの包括的な子ども・家庭支援の取り組み）</li> <li>○ 保育所・認定こども園（地域と連携した乳幼児の子育て支援の取り組み）</li> <li>○ 社会的養護施設（地域の社会資源と連携した要保護児童等の家庭復帰等の取り組み）</li> <li>○ 地域において子ども家庭支援を行う民間団体</li> </ul>
17:30	終了	

11 参加申込・締め切り：

「参加・昼食申込書」に必要事項をご記入のうえ、名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店に FAX にてお申し込みください。

【申込締切】平成 29 年 11 月 27 日（月）

※締切日以前でも定員（250 名）に達した時点で締切とさせていただきます。

【お申込先】名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店（担当：波多野・山辺）

FAX. 03-3595-1119 / TEL. 03-3595-1121

12 本研修会に関するお問合せ先：

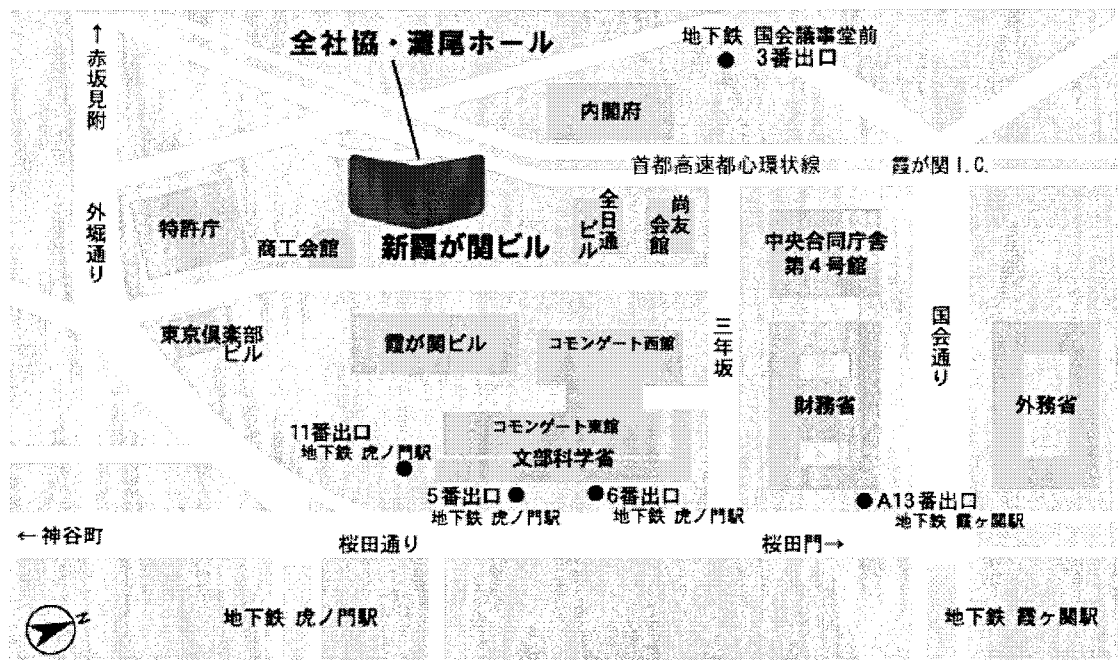
全国社会福祉協議会 児童福祉部／担当：秋田、源河<sup>げんか</sup>

100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

■手話・要約筆記等配慮が必要な方は、全国社会福祉協議会・児童福祉部までご連絡ください。

【会場地図】



【アクセス】

- ・地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5番出口より徒歩5分
- ・地下鉄千代田線／丸ノ内線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分

# 平成 29 年度 子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム

参加・昼食申込書 [平成 29 年 12 月 12 日 (火) 開催]

申込締切日 平成 29 年 11 月 27 日(月) 定員(250名)に達し次第締切とさせていただきます

【お申込先】 FAX 03-3595-1119

名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当 波多野、山辺  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 電話 03-3595-1121

送信日	月	日	新規申込	内容変更	参加取消
都道府県・指定都市名	勤務先 (施設名等)				
フリガナ			役職名		
氏名					
所属 種別協・社協等の区分	1.全国保育協議会 2.全国保育士会 3.全国児童養護施設協議会 4.全国乳児福祉協議会 5.全国母子生活支援施設協議会 6.都道府県・指定都市社会福祉協議会 7.市区町村社会福祉協議会 ※社協が運営する保育所等の場合、6または7に○印を付けて下記( )内に具体的内容を記入してください。 8.民生委員・児童委員 9.その他( )			該当する番号 1 つのみに○を付けてください(必須)	
連絡先住所等 (勤務先住所等) ※参加券等送付先	郵便番号		※郵便番号・住所は正確にご記入ください		
	住所				
	電話	FAX	申込担当者		様
昼食申込 (12/12)	<input type="checkbox"/> 申し込みます <input type="checkbox"/> 申し込みません			お弁当 1,200 円 お茶付、消費税込 事前に送付する昼食券と引き換えに当日お渡します	

- ◆開催 1 週間前に参加券および参加費等の振込依頼書をお送りしますので、到着後ご送金手続きをお願いします。
- ◆変更・取消が生じた場合は本申込書を変更箇所がわかるよう訂正の上、再度ご送信ください。
- ◆昼食をお取消の場合、12/4 (月) までは費用は発生しません。12/5 (火) 以降は、昼食代全額をご請求いたします。

## 下記テーマについて、ご参加のみなさまの声をお聞かせください

- あなたの所属する組織や施設、あるいは日常生活で目にする「生活課題等を抱える子ども・子育て家庭」について教えてください。
- あなたの所属する組織や施設は、社会的孤立の問題や複合化した生活課題等を抱える子ども・子育て家庭へどのような対応や支援を行っていますか。
- また、あなたの所属する組織や施設は、子ども・子育て家庭に対する支援として、地域におけるどのような組織、施設、活動と連携して、活動することができるとお考えですか。
- ◆お寄せいただいた声は、本フォーラムの資料として掲載させていただくほか、プログラム内でその内容を紹介させていただきます場合があります。※掲載・紹介を望まれない方、あるいは匿名とされたい方は、下記該当する欄にその旨をご記入ください。

【上記テーマについての意見記入欄】

※この意見の、資料掲載や内容紹介について、に印をお付けください

掲載・紹介してよい(氏名・勤務先とも)    匿名扱いであれば掲載・紹介してよい    掲載・紹介はしないでほしい

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査 集計結果が公表  
～第34回子ども・子育て会議基準検討部会 開催……………1
- ◆ 保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第1回）が開催される  
～見直しの方向性について議論……………5

## ◆保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査 集計結果が公表

### ～第34回子ども・子育て会議基準検討部会 開催

平成29年11月14日、第34回子ども・子育て会議基準検討部会が開催されました。本会からは佐藤秀樹副会長が参画しています。

議事は、「平成29年度経営実態調査の結果について」のみで、以下のとおり、内閣府より説明がありました。調査対象ごとの集計結果の詳細については別添No.1のとおりです。

#### 平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果概要

（全保協にて整理・抜粋）

#### 1. 調査の概要

##### (1) 目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

##### (2) 調査対象

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所の計21,000件（層化無作為抽出法により抽出）

##### (3) 調査内容

収支の状況（平成28年度）、職員の給与の状況（平成29年3月）、職種別配置状況（平成29年3月）等

## 2. 調査結果の概要

### ○ 回収状況

有効回答率 = 全体 : 52.1% (保育所 : 46.4%、幼稚園 : 67.2%、認定こども園 : 54.5%)

	母集団	調査客対数	有効回答数	有効回答率
保育所	22,655 施設	9,480 施設	4,402 施設	46.4%
幼稚園	9,935 施設	5,485 施設	3,684 施設	67.2%
認定こども園	3,950 施設	3,306 施設	1,802 施設	54.5%

### ○ 収支の状況

■ 収支差率は、私立保育所 : 5.1%、私立幼稚園 : 6.8%、認定こども園 : 9.0%

#### 【保育所】

	私立		公立	
	金額	構成割合	金額	構成割合
①収益計	114,515 千円	100%	77,405 千円	-
②支出計	108,651 千円	94.9%	99,316 千円	-
③収支差額(①-②)	5,864 千円	5.1%	-21,911 千円	-
④施設数	1,762 施設		163 施設	
⑤平均利用定員数	92 人		99 人	
⑥平均児童数	95 人		98 人	

#### (内閣府からの補足説明)

- 公立については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立と同様に収支を把握することが難しいことに留意が必要。
- 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業)も含まれている。  
→(参考)調査対象事業以外の事業に係るものを除いた場合の収支差率の推計  
私立保育所 2.2%(正確な統計ではないため参考程度)
- 支出には減価償却費も含まれている。
- 調理や事務等業務を外部委託している施設は、支出に含まれる人件費について、今般の結果より少なくなることに留意が必要。

#### 【認定こども園】

	私立		公立	
	金額	構成割合	金額	構成割合
①収益計	145,851 千円	100%	68,169 千円	-
②支出計	132,746 千円	91.0%	93,151 千円	-
③収支差額(①-②)	13,104 千円	9.0%	-24,981 千円	-
④施設数	1,162 施設		32 施設	
⑤平均利用定員数	151 人		119 人	
⑥平均児童数	147 人		112 人	

#### (内閣府からの補足説明)

- 公立については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立と同様に収支を把握することが難しいことに留意が必要。
- 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業)も含まれている。  
→(参考)調査対象事業以外の事業に係るものを除いた場合の収支差率の推計  
私立認定こども園 9.8%(正確な統計ではないため参考程度)
- 支出には減価償却費も含まれている。
- 調理や事務等業務を外部委託している施設は、支出に含まれる人件費について、今般の結果より少なくなることに留意が必要。

○ 職員給与の状況

■ 1人当たり給与月額（賞与の1/12込）は下記の通り。

※ 「一人当たりの給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。

- 私立保育所の常勤保育士：26.2万円（勤続年数8.8年）
- 私立幼稚園の常勤幼稚園教諭：25.9万円（同10.4年）
- 私立認定こども園の常勤保育教諭：24.2万円（同7.9年）

【保育所】

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)
人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円	
施設長	1.0	23.1	528,826	0.0	4.8	203,618	1.0	29.8	594,465	0.0	13.9	303,699
主任	1.0	19.6	397,212	0.0	7.8	171,373	1.4	22.4	518,548	0.0	4.3	389,316
保育士	13.2	8.8	262,158	2.1	6.7	169,091	11.6	8.7	279,797	2.2	6.4	172,980

(内閣府からの補足説明)

- ・ 平成24年度（平成25年2月）に実施した経営実態調査時に比べ、常勤職員においては、公私の差が一定程度縮まっている。
- ・ 今般の調査で処遇改善（賃金改善率）に関する項目はなかった。平成29年度より新設された処遇改善の状況等については、あらためて調査する必要があると考えている。

【認定こども園】

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)
人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円	
園長（施設長）	1.0	24.8	523,344	0.0	8.2	336,436	1.0	32.9	599,674	0.0	37.5	212,500
主幹保育教諭	1.4	17.3	346,759	0.0	11.6	164,899	1.3	23.5	509,305	0.0	43.0	336,354
保育教諭	14.1	7.9	242,043	2.5	6.8	155,693	12.7	7.8	251,128	1.9	5.5	162,903

○ 職種別配置の状況

【保育所】

	公立				私立		
	公定価格基準のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準のみの配置状況	実際の配置状況		
		常勤換算(常勤+非常勤)	常勤		非常勤	常勤換算(常勤+非常勤)	常勤
施設長	0.9人	1.0人	0.0人	0.5人	1.0人	0.0人	
主任保育士	1.0人	1.1人	0.0人	1.0人	1.4人	0.0人	
保育士	12.3人	13.9人	2.2人	9.0人	12.1人	2.8人	



(内閣府からの補足説明)

- ・ 総じて、公定価格上の配置基準よりも実際の配置状況の方が多い状況。ただし、「実際の配置状況」には、各種加算、地方単独補助等により配置している職員も含めた配置状況であることに留意が必要。

【認定こども園】

	公立			私立		
	公定価格 基準のみの 配置状況	実際の配置状況		公定価格 基準のみの 配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
園長(施設長)	1.0人	1.0人	0.0人	1.0人	1.0人	0.0人
主幹保育教諭	1.0人	1.5人	0.0人	1.0人	1.7人	0.0人
指導保育教諭		0.4人	0.1人		0.3人	0.0人
保育教諭	11.1人	15.0人	2.6人	6.6人	13.4人	1.9人
助保育教諭		0.3人	0.4人		0.8人	0.1人
講師		0.1人	0.2人		0.2人	0.1人

○議論

主な論点として、事務局より以下3点が示されました。

- ・ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化
- ・ 教育・保育の質の向上
- ・ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

【委員からの主な意見】

- 有効回答率が低く、回答にもばらつきがある。信頼性・適切な判断に欠けるのでは。  
→ (内閣府) 統計的優位性等、再度確認したうえで次回報告する。
- 財務諸表上や単純な収支差率だけでは、運営実態や保育の質は読み取りにくい。定員規模別や地域別等様ざまなクロス集計による、きめ細かい分析と実態の把握が必要。  
→ (内閣府) クロス集計については現在精査中。とりまとめ次第公表予定。
- 設置法人ごとの異なる会計基準や科目によって、回答の煩雑化かつ十分な回答に至っていないのではないか。  
→ (内閣府) 次回調査に向け回答項目の検討をすすめる。

\* 当会議の資料は内閣府ホームページ「子ども・子育て会議」に掲載されています。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

# ◆保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第1回）が開催される ～見直しの方向性について議論

平成29年11月8日、「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会(第1回)」が開催されました。

本検討会は、平成21年8月に策定された「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月改訂)について、平成30年4月1日から適用される保育所保育指針の改定や、感染症対策等に関する最新の知見等が得られたことを踏まえ、ガイドラインの見直しを行うことを目的としたものです。

検討会の冒頭では座長および座長代理の選出が行われ、大曲貴夫氏(国立国際医療研究センター病院 副院長/国際感染症センター長)が座長となりました。また、座長代理には釜蒔敏氏(日本医師会 常任理事)が大曲座長から指名されました。

その後、厚生労働省子ども家庭局保育課からの資料説明(別添No.2)と、検討会構成員の細谷光亮氏(福島県立医科大学医学部小児科 教授)から、「保育所等における感染症対策に関する研究(厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業/研究代表者:細谷光亮氏)」(別添No.3参照)について報告があったのち、各構成員から意見、質問等の発言がありました。

今後の検討スケジュールとして、第2回検討会(平成29年12月～平成30年1月(予定))にてガイドラインの改訂素案が示され、第3回検討会(平成30年1月～2月(予定))にて改訂案の提示を受け、平成30年4月目途で改訂ガイドラインの適用をする予定です。

なお、改訂素案(概要)が取りまとまった段階でパブリックコメントの実施が予定されています。また、改訂ガイドラインの内容が確定後、自治体に通知を発出し、各保育所等に周知を図る予定です。

その他詳細は、別添No.2をご参照ください。No.3は全保協ホームページの「会員のコーナー」へ掲載いたしますので、あわせてご参照ください。

※ 全保協では、「2012年改訂版 保育所における感染症ガイドライン(平成24年12月、厚生労働省)」(現在のガイドライン)に対応した『保育現場における感染症の知識と対応』を販売しています。今冬も予測される、インフルエンザやノロウイルスをはじめとする各種の感染症対策に、本書をご活用ください。

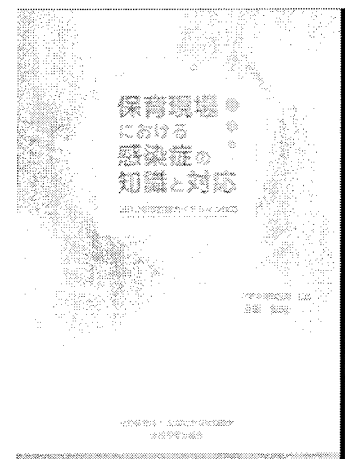
本書のポイントとして、

- ①「新たに保育現場に求められる感染症対策をわかりやすく紹介」、
- ②「感染症予防の方法、感染症発生時の対策方法から、  
予防体制構築のための園医・看護職との連携の方法を解説」、
- ③「日常の保育にすぐ活用できる感染症Q&Aを収録」

について、現在のガイドラインを踏まえ、詳しく解説しています。

**\* 申込用紙は、全保協ホームページに掲載しています。**

<http://www.zenhokyo.gr.jp/syoseki/2012guidelines2.pdf>



# 平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果について

## 1. 調査の概要

### (1) 目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

### (2) 調査対象

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業

### (3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

### (4) 回収状況

	母集団	調査客対数	有効回答数	有効回答率	
保育所	22,655 施設	9,480 施設	4,402 施設	46.4%	
幼稚園	9,935 施設	5,485 施設	3,684 施設	67.2%	
認定こども園	3,950 施設	3,306 施設	1,802 施設	54.5%	
地域型保育事業	家庭的保育事業	911 施設	737 施設	278 施設	37.7%
	小規模保育事業	2,553 施設	1,542 施設	577 施設	37.4%
	居宅訪問型保育事業	10 施設	7 施設	1 施設	14.3%
	事業所内保育事業	329 施設	326 施設	142 施設	43.6%
合計	40,343 施設	20,883 施設	10,886 施設	52.1%	

### (5) 調査項目

- ①幼稚園・保育所・認定こども園等の収支の状況（平成28年度）
- ②幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の給与の状況（平成29年3月）
- ③幼稚園・保育所・認定こども園等の職種別配置状況（平成29年3月） 等

1

## 2. 結果の概要

### (1) 収支状況

#### <保育所>

科目			私立		公立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 114,496	-	千円 77,404	-
		2 児童福祉事業収益	19	-	1	-
		3 その他収益	827	-	23,808	-
	II サービス活動外増減による収益		1,094	-	436	-
	III 特別増減による収益		4,619	-	769	-
	支出	IV サービス活動増減による費用	1 人件費	83,298	76.7%	77,934
2 事業費			13,045	12.0%	12,657	12.7%
3 事務費			8,572	7.9%	8,389	8.4%
4 その他の費用			3,736	3.4%	336	0.3%
V サービス活動外増減による費用		1,315	-	1,578	-	
VI 特別増減による費用		6,833	-	2,201	-	
①収益計（I（3その他収益を除く））			114,515	100.0%	77,405	-
②支出計（IV）			108,651	94.9%	99,316	-
③収支差額（①-②）			5,864	5.1%	-21,911	-
④施設数			1,762 施設		163 施設	
⑤平均利用定員数			92 人		99 人	
⑥平均児童数			95 人		98 人	

※ 支出の構成割合は、支出計（②）に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計（①）に対する割合。

※ 公立保育所については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立保育所と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。

※ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

<参考> 収益、支出について、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）に係るものを除いた場合の収支差率の推計  
私立保育所 2.2%

<幼稚園>

科目			私立		公立		
			金額	構成割合	金額	構成割合	
収益	I 教育活動収入	1 学生生徒等納付金	千円 13,372				
		2 経常費等補助金	48,323				
		(1) 施設型給付費(特例施設型給付費を含む)	44,413				
		(2) その他補助金	3,827				
		3 付随事業収入	4,293				
		(1) 補助活動収入	3,570				
		うち、預かり保育料等	1,081				
		うち、実費徴収	2,002				
		(2) その他の事業収入	521				
		4 その他収入	2,147				
		II 教育活動外収入	377				
		III 特別収入	1,872				
		IV 基本金組入額	-5,685				
		支出	V 教育活動支出	1 人件費	39,585	70.9%	28,405
2 教育研究経費・管理経費	16,222			29.1%			
3 その他支出	4			0.0%	6,178	17.9%	
VI 教育活動外支出	720		-	-	-		
VII 特別支出	965		-	-	-		
①収益計 (I (4その他収入を除く))			65,988	100.0%	-	-	
②支出計 (V)			55,811	84.6%	34,565	-	
③収支差額 (①+IV-②)			4,493	6.8%	-	-	
④施設数			270 施設		1,719 施設		
⑤平均利用定員数			88 人		95 人		
⑥平均在籍園児数			86 人		64 人		

- ※ 支出の構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。
- ※ 公立幼稚園については、私立幼稚園と同様に収支を把握することは難しいことから支出のみ記載。
- ※ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(預かり保育・子育て支援等、地方単独事業)も含まれている。
- <参考>収益、支出について、調査対象事業以外の事業(預かり保育・子育て支援等、地方単独事業)に係るものを除いた場合の収支差率の推計  
私立幼稚園 4.6%

※ 本表において、私立については平成28年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要  
(有効回答数(270か所)の属性：平均利用定員88人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

3

<認定こども園>

科目			私立		公立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 145,772	-	千円 68,169	-
		2 児童福祉事業収益	78	-	0	-
		3 その他収益	4,590	-	27,001	-
	II サービス活動外増減による収益	1,835	-	2,694	-	
	III 特別増減による収益	5,114	-	4,281	-	
	支出	IV サービス活動増減による費用	1 人件費	94,754	71.4%	70,197
2 事業費			16,681	12.6%	11,953	12.8%
3 事務費			14,587	11.0%	10,377	11.1%
4 その他の費用			6,724	5.1%	624	0.7%
V サービス活動外増減による費用		2,312	-	45	-	
VI 特別増減による費用		6,090	-	202	-	
①収益計 (I (3その他収益を除く))			145,851	100.0%	68,169	-
②支出計 (IV)			132,746	91.0%	93,151	-
③収支差額 (①-②)			13,104	9.0%	-24,981	-
④施設数			1,162 施設		32 施設	
⑤平均利用定員数			151 人		119 人	
⑥平均児童数			147 人		112 人	

- ※ 支出の構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。
- ※ 公立認定こども園については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立認定こども園と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。
- ※ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業)も含まれている。
- <参考>収益、支出について、調査対象事業以外の事業(延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業)に係るものを除いた場合の収支差率の推計  
私立認定こども園 9.8%

※ 本表では、学校法人会計を使用している認定こども園における基本金組入額は計上していない。

4

<地域型保育事業>

科目			私立													
			家庭的保育事業		小規模保育事業（A型）		小規模保育事業（B型）		小規模保育事業（C型）		事業所内保育事業（A型適用）		事業所内保育事業（B型適用）		事業所内保育事業（20人以上）	
			金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合
I サービス	1 保育事業収益	15,066	-	38,429	-	32,752	-	23,045	-	26,360	-	28,555	-	56,276	-	
	2 児童福祉事業収益	0	-	13	-	14	-	0	-	0	-	0	-	16	-	
	3 その他収益	50	-	456	-	187	-	484	-	36	-	60	-	435	-	
II サービス活動外増減による収益	8	-	93	-	58	-	133	-	81	-	64	-	140	-		
III 特別増減による収益	20	-	500	-	140	-	74	-	101	-	43	-	2,078	-		
IV サービス活動増減による費用	1 人件費	8,691	70.2%	23,019	71.1%	19,659	71.6%	14,703	72.4%	17,714	76.4%	20,563	80.9%	42,193	73.4%	
	2 事業費	1,539	12.4%	3,246	10.0%	2,826	10.3%	2,351	11.6%	1,824	7.9%	1,997	7.9%	5,086	8.8%	
	3 事務費	1,894	15.3%	5,201	16.1%	4,117	15.0%	2,995	14.7%	2,659	11.5%	2,553	10.0%	8,596	15.0%	
	4 その他の費用	261	2.1%	892	2.8%	871	3.2%	268	1.3%	995	4.3%	296	1.2%	1,616	2.8%	
V サービス活動外増減による費用	4	-	138	-	108	-	24	-	162	-	63	-	793	-		
VI 特別増減による費用	1,022	-	1,255	-	1,063	-	846	-	640	-	1,089	-	659	-		
①収益計（I（3その他収益を除く））	15,066	100.0%	38,442	100.0%	32,767	100.0%	23,045	100.0%	26,360	100.0%	28,555	100.0%	56,292	100.0%		
②支出計（IV）	12,385	82.2%	32,358	84.2%	27,473	83.8%	20,317	88.2%	23,193	88.0%	25,409	89.0%	57,491	102.1%		
③収支差額（①-②）	2,681	17.8%	6,084	15.8%	5,294	16.2%	2,728	11.8%	3,167	12.0%	3,146	11.0%	-1,199	-2.1%		
④施設数	106 事業所		213 事業所		132 事業所		22 事業所		45 事業所		17 事業所		32 事業所			
⑤平均利用定員数	5 人		17 人		15 人		10 人		15 人		17 人		43 人			
⑥平均児童数	5 人		16 人		15 人		10 人		14 人		14 人		41 人			

※ 支出の構成割合は、支出計（②）に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計（①）に対する割合。  
 ※ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

<参考>収益、支出について、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）に係るものを除いた場合の収支差率の推計

家庭的保育事業22.1%、小規模保育事業（A型）17.4%、小規模保育事業（B型）18.3%、小規模保育事業（C型）21.6%、事業所内保育事業（A型適用）11.3%、事業所内保育事業（B型適用）9.4%、事業所内保育事業（20人以上）-0.4%

(2)職種別職員1人当たり給与月額  
 <保育所>

職種	私立							公立					
	常勤			非常勤				常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額	
1 施設長	1.0	23.1	528,826	0.0	4.8	203,618	1.0	29.8	594,465	0.0	13.9	303,699	
2 主任保育士	1.0	19.6	397,212	0.0	7.8	171,373	1.4	22.4	518,548	0.0	4.3	389,316	
3 保育士	13.2	8.8	262,158	2.1	6.7	169,091	11.6	8.7	279,797	2.2	6.4	172,980	
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.2	3.5	161,553	0.4	4.7	153,805	0.4	4.0	147,955	0.8	5.6	158,611	
5 調理員	1.4	8.1	238,439	0.5	5.3	154,483	1.9	10.9	272,254	0.5	4.4	154,053	
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	0.6	6.5	270,369	0.0	3.4	166,667	0.1	6.2	274,837	0.0	5.0	247,558	
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	0.3	10.0	279,066	0.1	4.6	196,955	0.2	10.0	352,985	0.0	7.1	224,488	
8 うち、保育業務従事者	0.1	8.8	254,727	0.0	4.8	182,215	0.0	6.8	231,428	0.0	11.2	184,070	
9 事務職員	0.6	9.3	305,728	0.1	5.2	175,343	0.1	5.9	285,799	0.0	4.6	145,904	
10 その他	0.2	7.5	297,848	0.1	5.0	159,457	0.2	11.3	285,565	0.1	5.5	157,398	
合計	18.6	10.0	283,332	3.3	6.0	165,461	16.9	11.3	315,744	3.8	6.0	168,358	
集計施設数	1,519 施設						748 施設						
平均利用定員数	91 人						98 人						
平均児童数	93 人						91 人						

※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。  
 ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。  
 ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。  
 ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<幼稚園>

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実 人数	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	換算 人員	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	実 人数	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	換算 人員	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額
1 園長	人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円
1 園長	1.0	26.6	396,377	0.0	24.4	212,040	0.9	29.0	580,307	0.1	14.2	205,611
2 副園長	0.4	23.6	388,443	0.0	28.0	250,000	0.1	28.2	569,144	0.0	5.0	208,200
3 教頭	0.2	24.1	345,873	0.0	-	-	0.1	26.4	579,053	0.0	29.7	140,000
4 主幹教諭	0.4	18.7	329,802	0.0	-	-	0.1	24.1	530,951	0.0	-	-
5 指導教諭	0.1	20.7	286,253	0.0	-	-	0.0	21.0	484,443	0.0	-	-
6 教諭	5.3	10.4	259,091	0.5	9.8	160,877	2.9	11.5	374,958	0.1	6.8	152,631
7 助教諭	0.1	14.8	193,187	0.0	14.3	126,832	0.1	4.9	176,296	0.0	1.4	149,279
8 講師	0.1	16.7	177,976	0.0	17.9	205,684	0.8	6.1	241,468	0.1	6.0	156,200
9 教育補助者	0.1	6.4	149,803	0.1	5.7	160,999	0.3	6.6	147,810	0.3	5.9	148,429
10 事務職員	0.8	14.8	288,579	0.1	15.2	169,512	0.1	2.9	188,674	0.0	4.4	174,996
11 バス運転手	0.2	8.3	207,584	0.3	9.4	165,284	0.0	4.8	179,789	0.0	10.3	167,310
12 調理員	0.0	19.5	134,000	0.1	18.0	145,309	0.1	12.9	253,308	0.0	39.3	144,045
13 その他	0.1	10.6	206,150	0.2	5.2	141,638	0.6	5.8	176,051	0.4	4.9	132,387
合計	8.8	13.9	282,353	1.5	10.2	161,547	6.1	13.5	366,360	1.0	6.7	148,014

施設数	107 か所	856 か所
平均利用定員数	85 人	89 人
平均在籍園児数	83 人	69 人

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

※ 本表において、私立については平成28年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要  
 （有効回答数（107か所）の属性：平均利用定員85人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）。

<認定こども園>

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実 人数	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	換算 人員	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	実 人数	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額	換算 人員	平均勤 続年数	1人当たり 給与月額
1 園長（施設長）	人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円
1 園長（施設長）	1.0	24.8	523,344	0.0	8.2	336,436	1.0	32.9	599,674	0.0	37.5	212,500
2 副園長	0.6	20.4	431,647	0.0	23.8	299,245	0.7	29.5	591,295	0.0	-	-
3 教頭	0.1	22.0	391,495	0.0	3.8	207,912	0.0	25.7	501,635	0.0	-	-
4 主幹保育教諭	1.4	17.3	346,759	0.0	11.6	164,899	1.3	23.5	509,305	0.0	43.0	336,354
5 指導保育教諭等	0.4	12.8	307,994	0.0	5.7	161,527	0.2	19.5	511,394	0.0	-	-
6 保育教諭	14.1	7.9	242,043	2.5	6.8	155,693	12.7	7.8	251,128	1.9	5.5	162,903
7 助保育教諭	0.2	6.2	150,625	0.2	5.3	142,454	0.1	4.3	157,176	0.1	4.6	148,097
8 講師	0.1	7.8	189,278	0.1	6.4	133,909	0.2	5.3	175,019	0.1	6.9	134,900
9 調理員	1.2	7.2	209,629	0.6	4.4	145,927	2.1	10.0	225,977	0.3	4.1	135,771
10 栄養教諭・栄養士（9に含まれる者を除く）	0.4	6.6	250,501	0.0	3.6	146,398	0.2	4.0	242,230	0.0	4.6	207,922
11 事務職員	0.8	8.6	278,347	0.1	5.2	164,816	0.2	5.1	270,396	0.1	2.2	159,585
12 その他	1.0	6.5	203,768	0.8	4.5	156,170	0.8	4.1	160,026	0.6	4.7	146,079
合計	21.2	9.7	266,342	4.4	6.0	154,261	19.5	11.0	293,454	3.2	5.5	157,677

施設数	792 施設	200 施設
平均利用定員数	146 人	126 人
平均児童数	142 人	107 人

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ①家庭的保育事業>

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	実 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額	換算 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額
1 家庭的保育者	1.2	10.5	312,449	0.1	10.0	187,873
2 家庭的保育補助者	0.6	8.5	201,372	0.8	5.0	172,383
3 調理員	0.1	3.5	172,444	0.2	2.8	163,232
4 栄養士（3に含まれるものを除く）	0.0	-	-	0.0	12.0	167,563
5 事務職員	0.0	15.0	188,657	0.0	1.5	193,903
6 その他	0.0	2.0	261,708	0.0	3.0	167,393
合計	1.9	9.6	271,666	1.1	4.9	172,952
事業所数	122 事業所					
平均利用定員数	5 人					
平均児童数	5 人					

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ②-1 小規模保育事業(A型、B型)>

職種	小規模保育事業 (A型)						小規模保育事業 (B型)					
	私立						私立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
実 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額	換算 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額	実 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額	換算 人数	平均 勤続 年数	1人当たり 給与月額	
1 管理者	0.9	11.2	360,892	0.0	5.0	295,208	0.9	11.1	332,574	0.0	18.0	604,167
2 主任保育士	0.4	9.4	306,440	0.0	0.0	266,050	0.3	10.2	274,017	0.0	29.0	130,439
3 保育士	3.8	5.1	227,136	1.6	3.9	167,394	3.0	7.3	229,977	0.9	6.8	162,782
4 保育従事者（資格を有していない者）	0.1	4.1	232,415	0.1	1.4	179,826	0.7	3.7	188,790	0.7	2.8	144,380
5 調理員	0.3	4.7	168,414	0.4	2.1	161,227	0.4	4.6	181,938	0.3	4.3	171,081
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	0.1	3.3	241,148	0.1	1.6	163,500	0.0	2.5	177,660	0.0	2.3	154,770
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	0.0	7.3	240,979	0.0	9.0	188,894	0.0	4.0	264,076	0.0	2.3	158,344
8 うち、保育業務従事者	0.0	0.9	179,220	0.0	5.6	184,642	0.0	4.5	242,625	0.0	3.3	220,500
9 事務職員	0.1	3.0	256,543	0.1	2.5	200,046	0.1	2.8	202,605	0.1	1.5	179,820
10 その他	0.0	4.6	307,867	0.0	6.3	132,846	0.0	-	-	0.0	6.7	245,433
合計	5.6	6.2	250,843	2.4	3.3	168,746	5.4	7.3	240,127	2.1	5.0	159,906
事業所数	136 事業所						77 事業所					
平均利用定員数	17 人						16 人					
平均児童数	17 人						15 人					

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ②-2 小規模保育事業(C型)>

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額
1 管理者	0.6	12.1	247,252	0.1	4.1	154,000
2 家庭的保育者	2.7	4.4	193,100	0.7	3.4	184,018
3 家庭的保育補助者	1.0	3.7	176,856	0.7	3.3	159,336
4 調理員	0.2	2.2	184,763	0.4	2.5	169,032
5 栄養士（4に含まれる者を除く）	0.0	-	-	0.0	-	-
6 事務職員	0.0	-	-	0.1	4.1	133,333
7 その他	0.0	-	-	0.0	8.0	240,000
合計	4.5	5.2	196,536	1.9	3.2	170,085
事業所数	18 事業所					
平均利用定員数	9 人					
平均児童数	9 人					

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ③事業所内保育事業>

職種	事業所内保育事業（A型適用）						事業所内保育事業（B型適用）						事業所内保育事業（20人以上）					
	私立						私立						私立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額	換算人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額
1 管理者	0.8	7.5	306,636	0.0	-	-	0.6	9.9	317,896	0.0	-	-	0.8	9.3	365,112	0.0	-	-
2 主任保育士	0.3	5.5	275,956	0.0	20.1	205,283	0.4	16.5	281,704	0.0	2.0	150,031	0.4	17.6	303,270	0.0	-	-
3 保育士	3.4	4.3	211,096	1.3	3.5	159,174	3.0	6.8	209,256	1.6	3.9	163,588	8.6	5.6	217,568	1.7	5.7	150,943
4 保育従事者（資格を有していない者）	0.1	1.7	195,658	0.0	1.8	255,800	0.7	3.4	167,180	0.4	2.4	164,636	0.2	4.5	152,292	0.1	1.0	121,390
5 調理員	0.1	5.6	215,472	0.1	0.4	152,846	0.2	8.0	301,027	0.3	1.0	186,578	0.4	7.2	199,271	0.2	1.7	155,149
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	0.0	0.9	203,862	0.0	3.1	289,259	0.2	9.3	231,291	0.1	1.0	233,661	0.0	6.0	216,000	0.0	1.3	168,244
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	0.0	-	-	0.0	-	-	0.1	1.0	153,692	0.0	-	-	0.1	4.0	291,791	0.1	1.3	157,804
8 うち、保育業務従事者	0.0	-	-	0.0	-	-	0.1	1.0	153,692	0.0	-	-	0.0	8.0	278,904	0.0	1.5	163,941
9 事務職員	0.0	0.5	171,000	0.0	0.3	191,636	0.1	2.4	174,991	0.0	-	-	0.3	9.1	288,058	0.1	1.6	131,912
10 その他	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	9.0	139,233	0.0	-	-	0.0	2.1	200,000
合計	4.7	4.8	230,592	1.5	3.3	161,521	5.2	7.4	223,365	2.4	3.3	167,117	10.8	6.4	231,875	2.2	4.7	149,821
事業所数	36 事業所						20 事業所						28 事業所					
平均利用定員数	14 人						15 人						38 人					
平均児童数	13 人						14 人						37 人					

- ※ 「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
- ※ 「1人当たり給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。



(3) 職種別配置の状況

< 保育所 >

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 施設長	0.9	1.0	0.0	0.5	1.0	0.0
2 主任保育士	1.0	1.1	0.0	1.0	1.4	0.0
3 保育士	12.3	13.9	2.2	9.0	12.1	2.8
4 保育補助者（資格を有していない者）	-	0.3	0.6	-	0.4	1.2
5 調理員	2.0	1.5	0.6	2.0	1.9	0.7
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.6	0.0	-	0.2	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.3	0.1	-	0.2	0.0
8 うち、保育業務従事者	-	0.1	0.0	-	0.1	0.0
9 事務職員	1.0	0.6	0.1	1.0	0.1	0.0
10 その他	-	0.3	0.2	-	0.3	0.2
合計	-	19.5	3.9	-	17.6	5.1
集計施設数	1,754 施設			1,552 施設		
平均利用定員数	92 人			98 人		
平均児童数	94 人			92 人		

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士等の数。なお、公立保育所については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

< 幼稚園 >

職種	私立			公立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1 園長	1.0	1.0	0.0	0.8	0.1
2 副園長	0.4	0.4	0.0	0.2	0.0
3 教頭	-	0.1	0.0	0.1	0.0
4 主幹教諭	1.0	0.8	0.0	0.1	0.0
5 指導教諭	-	0.3	0.0	0.0	0.0
6 教諭・助教諭・講師・教育補助者	5.2	5.8	1.2	4.1	0.5
7 事務職員	1.5	0.8	0.2	0.1	0.0
8 バス運転手	0.3	0.5	0.4	0.0	0.0
9 調理員	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
10 その他	-	0.2	0.4	0.5	0.4
合計	-	10.0	2.4	6.1	1.1

施設数	217 か所	1,918 か所
平均利用定員数	87 人	95 人
平均在籍園児数	85 人	64 人

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・・公定価格上の職員配置状況。教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、主幹教諭等専任加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な教諭等の数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。
- ※ 本表において、私立については平成28年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要（有効回答数（217か所）の属性：平均利用定員87人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）。

<認定こども園>

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
	人	人	人	人	人	人
1 園長(施設長)	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0
2 副園長	0.5	0.6	0.0	0.1	0.6	0.0
3 教頭		0.1	0.0		0.0	0.0
4 主幹保育教諭	1.0	1.5	0.0	1.0	1.7	0.0
5 指導保育教諭等		0.4	0.1		0.3	0.0
6 保育教諭		15.0	2.6		13.4	1.9
7 助保育教諭	11.1	0.3	0.4	6.6	0.8	0.1
8 講師		0.1	0.2		0.2	0.1
9 調理員	1.9	1.2	0.8	2.0	2.3	0.4
10 栄養教諭・栄養士(9に含まれる者を除く)	-	0.5	0.1	-	0.3	0.0
11 事務職員	2.0	1.0	0.2	1.8	0.2	0.1
12 その他	-	1.0	1.1	-	0.9	0.4
合計	-	22.7	5.5	-	21.7	3.1

施設数	771 施設	186 施設
平均利用定員	152 人	130 人
平均児童数	149 人	116 人

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育教諭等の数。  
なお、公立認定こども園については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・・・・公定価格(基本分)や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

15

<地域型保育事業 ①家庭的保育事業>

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
	人	人	人	人	人	人
1 家庭的保育者	0.9	1.2	0.2	1.4	1.4	0.1
2 家庭的保育補助者	0.7	0.6	1.2	0.7	0.2	0.8
3 調理員	1.0	0.1	0.3	1.0	0.0	0.2
4 栄養士(3に含まれるものを除く)	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
5 事務職員	0.6	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0
6 その他	-	0.0	0.1	-	0.0	0.0
合計	-	1.9	1.9	-	1.6	1.2
事業所数		213 事業所			17 事業所	
平均利用定員数		5 人			4 人	
平均児童数		5 人			4 人	

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。
- ※ 「実際の配置状況」・・・・・・公定価格(基本分)や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

16

<地域型保育事業 ②-1小規模保育事業(A型)>

職種	小規模保育事業 (A型)					
	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	0.7	0.9	0.0	0.8	0.8	0.1
2 主任保育士	-	0.3	0.0	-	1.0	0.1
3 保育士	3.7	4.1	1.7	3.2	5.1	0.5
4 保育従事者 (資格を有していない者)	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2
5 調理員	1.0	0.3	0.5	1.0	1.2	0.4
6 栄養士 (5に含まれる者を除く)	-	0.1	0.2	-	0.2	0.0
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	-	0.0	0.0	-	0.1	0.0
8 うち、保育業務従事者	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
9 事務職員	0.6	0.2	0.1	0.6	0.0	0.1
10 その他	-	0.1	0.1	-	0.0	0.0
合計	-	6.1	2.7	-	8.4	1.4
事業所数	236 事業所			10 事業所		
平均利用定員数	16 人			12 人		
平均児童数	16 人			10 人		

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。
- ※ 「実際の配置状況」・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

<地域型保育事業 ②-2小規模保育事業(B型、C型)>

職種	小規模保育事業 (B型)				職種	小規模保育事業 (C型)				
	私立			人		私立			人	人
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況				公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況			
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤			常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤		
1 管理者	0.7	0.9	0.0	0.3	0.5	0.1				
2 主任保育士	-	0.3	0.0	1.7	2.2	0.4				
3 保育士	2.7	3.2	1.2	1.1	0.7	1.5				
4 保育従事者 (資格を有していない者)	0.8	0.9	0.7	0.5	0.1	0.5				
5 調理員	1.0	0.3	0.5	-	0.0	0.0				
6 栄養士 (5に含まれる者を除く)	-	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0				
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	-	0.1	0.0	-	0.0	0.0				
8 うち、保育業務従事者	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0				
9 事務職員	0.6	0.1	0.1	合計	-	3.7	2.5			
10 その他	-	0.1	0.1	事業所数	32 事業所					
合計	-	5.9	2.8	平均利用定員数	10 人					
事業所数	155 事業所			平均児童数	9 人					
平均利用定員数	16 人									
平均児童数	15 人									

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。
- ※ 「実際の配置状況」・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

<地域型保育事業 ③事業所内保育事業>

職種	事業所内保育事業（A型適用）			事業所内保育事業（B型適用）			事業所内保育事業（20人以上）		
	私立			私立			私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 0.6	人 0.8	人 0.0	人 0.3	人 0.5	人 0.0	人 0.7	人 0.8	人 0.0
2 主任保育士	-	0.2	0.0	-	0.1	0.1	-	0.3	0.0
3 保育士	3.2	3.6	1.7	3.0	3.2	1.4	7.1	8.6	1.6
4 保育従事者（資格を有していない者）	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5	0.5	0.0	0.3	0.0
5 調理員	1.0	0.1	0.2	1.0	0.1	0.4	1.2	0.5	0.4
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.1	0.0	-	0.2	0.1	-	0.2	0.0
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.0	0.0	-	0.1	0.0	-	0.2	0.0
8 うち、保育業務従事者	-	0.0	0.0	-	0.1	0.0	-	0.1	0.0
9 事務職員	0.6	0.1	0.0	0.6	0.1	0.0	0.6	0.2	0.1
10 その他	-	0.1	0.0	-	0.0	0.1	-	0.1	0.0
合計	-	5.2	2.0	-	4.8	2.5	-	11.3	2.1
事業所数	42 事業所			19 事業所			41 事業所		
平均利用定員数	14 人			14 人			39 人		
平均児童数	14 人			13 人			38 人		

※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※ 「実際の配置状況」・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

## 「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」 開催について

### 1. 目的

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月策定、平成24年11月改訂。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、各保育所において実施されているところである。

その後、平成30年4月1日から適用される保育所保育指針の改定や、感染症対策等に関する最新の知見等が得られたことを踏まえて、ガイドラインの見直しを行うことが必要である。

こうした点から、保育課長が保育所における感染症対策に関する学識経験者、実務者等に参集を求め、ガイドラインの見直しについて、検討を行うこととする。

### 2. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 3. 検討事項

- ・ ガイドラインの見直しに関する事項

### 4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が保育課長と協議の上、定める。

(別紙)

「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」構成員

氏名	所属
伊澤 昭二	五反田保育園 園長
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター病院 副院長 国際感染症センター長
釜 菫 敏	日本医師会 常任理事
多屋 馨子	国立感染症研究所感染症疫学センター 第三室長
藤井 祐子	中野区立白鷺保育園 看護師
細矢 光亮	福島県立医科大学医学部小児科 教授
宮本 里香	横浜市こども青年局保育・教育人材課 担当係長
山中 朋子	青森県弘前保健所 所長

五十音順

## 「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しについて

## 1. 経過

- 保育所における感染症対策ガイドラインの策定（資料 2 - 2（P.1 参照）  
（平成 21 年 8 月策定、平成 24 年 11 月改訂）
- 保育所保育指針の改定（資料 2 - 2（P.2）参照）  
（平成 29 年 3 月告示、平成 30 年 4 月適用）  
※第 3 章「健康及び安全」の記載充実等
- 関係法令等の改正（資料 2 - 2（P.3~5）参照）  
※感染症法、予防接種法等、大量調理施設衛生管理マニュアル等の改正
- 保育所等における感染症対策に関する研究（平成 29 年 3 月）（資料 3 参照）  
※現行ガイドラインにおける「感染症対応の記載」及び「日常の保育における感染拡大を防ぐ具体的方策の記載」等の充実

## 2. 主な検討事項（案）（資料 2 - 3 参照）

（1）保育所保育指針の改定に伴う記載の充実

- 感染拡大予防における保育所と地域の関係機関との連携に関する項目の新規追加
- 保育所における感染症対策のための具体的な取組についての記載の充実 等  
（衛生管理、症状に合わせた対応等）

（2）関係法令等の改正に伴う記載の変更

- 予防接種（定期接種・任意接種）の記載範囲の明確化 等

（3）最新の知見等を踏まえた記載の改善

- ガイドラインの本文における感染症の記載範囲や記載内容の充実 等  
（感染症法に規定される感染症、学校保健安全法に規定される学校感染症、保育所において発生頻度の高い感染症（手足口病・伝染性紅斑<sup>こうはん</sup>等）、近年問題となっている感染症（B 肝・疥癬<sup>かいせん</sup>等） 等

（4）その他

- 保育現場におけるガイドラインの普及・活用に資する方策 等

### 3. 検討スケジュール（案）

平成 29 年 11 月 8 日（水）

第 1 回検討会

10:00～12:00

- ・座長の選任等
- ・厚労科研研究班座長（細矢構成員）による研究成果の報告
- ・主な検討事項（案）を中心に意見交換

平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月（予定）

第 2 回検討会

- ・改訂素案について意見交換

平成 30 年 1 月～2 月（予定）

第 3 回検討会

（改訂案について意見交換）

平成 30 年 4 月目途（予定）

- ・改訂ガイドラインの適用

※ 改訂素案（概要）が取りまとまった段階で、パブリックコメントを実施予定。

※ 改訂ガイドラインの内容確定後、自治体に通知を発出し、各保育所等に周知。



## 「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しの方向性（案）

現行ガイドライン（2012年改訂版）の構成	見直しの方向性（案）	主な事項（*）
1 感染症とは (1) 感染症とその三大要因 (2) 保育所における感染症 (3) 学校における感染症への対応	・学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う「感染症の種類」の変更。	(2)
2 感染経路 (1) 飛沫感染 (2) 空気感染（飛沫核感染） (3) 接触感染 (4) 経口感染	・最新の知見の反映（研究成果）	(3)
3 感染症対策 (1) 感染源対策 (2) 感染経路別対策 (3) 感受性対策 (4) 健康教育	・予防接種について、関係法令等の改正の反映、最新の知見の反映	(2) (3)
4 衛生管理 (1) 施設内外の衛生管理 (2) 職員の衛生管理 (3) 保育所における消毒	・職員の衛生知識の向上に関する記載の充実（衛生管理及び消毒方法の記載の整理等）	(1) (3)
5 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応 (1) 感染所の疑いのある子どもへの対応 (2) 感染症発生時の対応 (3) 罹患後における登園時の対応	・組織的な対応に関する記載の充実	(1)
6 保育所で問題となる主な感染症とその対策 (1) 麻疹 (2) インフルエンザ (3) 腸管出血性大腸菌感染症 (4) ノロウイルス感染症 (5) RSウイルス感染症	・感染症の記載範囲及び記載内容に関する改善 ・感染症への対応・対策に関する記載の改善	(2) (3)
7 感染症対策の実施体制と子どもの健康支援 (1) 記録の重要性 (2) 嘱託医の役割と連携 (3) 看護師の役割と責務 (4) 子どもの健康支援の充実に向けて	・地域の関連機関（保健所、行政機関等）との連携に関する記載の追加	(1)
別添 1 保育所における消毒薬の種類と使い方	・記載内容の改善	(1) (3)
別添 2 子どもの病気～症状に合わせた対応～	・記載内容の改善	(3)
別添 3 医師の意見書及び保護者の登園届	・記載内容の改善	(2)
別添 4 主な感染症一覧	・記載内容の改善	(3)
関係法令等	・記載内容の変更（時点更新）	(2)

(\*) 資料 2-1 「2. 主な検討事項（案）」に示した内容のうち、見直しの方向性（案）と関連する主な事項。

(1) 保育所保育指針の改定に伴うもの (2) 関係法令等の改正に伴うもの (3) 最新の知見等を踏まえたもの